

第3期山梨市障害者計画



令和3年3月
山梨市

市長あいさつ

山梨市では、この度「障害者基本法第11条」の規定に基づく市町村障害者計画として「山梨市第3期障害者計画」を策定いたしました。

本市は平成18年3月に「山梨市第1期障害者計画」を策定して以来、「人権を尊重し自立と参加を支え合う福祉のまちづくり」を基本理念として、障害者の生活に関わる福祉サービスの整備ならびに提供に努めてまいりました。

国ではこの間、平成30年3月に「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現」を目指した「第4次障害者基本計画」を策定しました。

「山梨市第3期障害者計画」は、この国の基本指針に基づき、「だれもが個性と人格を認め合い、共に暮らすまちを目指して」という基本理念のもと、「障害者のニーズ（需要）に沿った施策展開」「ライフステージに沿った分野横断的な施策展開」「地域で支える仕組みづくり」という3つの視点で施策展開し、障害者やその家族が、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを営むことのできる「共生社会」の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

市民の皆さま、また各関係機関の皆さまにおかれましては、この共生社会への実現に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましてご尽力を賜りました策定懇話会委員の皆さま、計画策定プロジェクトチーム委員の皆さま、並びに、アンケート調査等を通じて貴重なご意見を賜りました多くの市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3年3月

山梨市長

高木晴雄



目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1. 策定の趣旨..... | 1 |
| 2. 各計画の位置づけ..... | 2 |
| 3. 計画の対象者..... | 3 |
| 4. 計画の期間..... | 4 |
| 5. 計画策定体制..... | 5 |
| 第2章 山梨市の障害者福祉の現況 | 6 |
| 1. 人口の推移..... | 6 |
| 2. 障害者福祉の現況..... | 7 |
| 第3章 アンケート結果（市民） | 12 |
| 1. アンケート調査の概要..... | 12 |
| 2. アンケート結果..... | 13 |
| 第4章 アンケート結果（事業所） | 34 |
| 1. アンケート調査の概要..... | 34 |
| 2. アンケート結果..... | 34 |
| 第5章 障害者計画（第2期）の取組み状況 | 41 |
| 第6章 計画の基本的な考え方 | 44 |
| 1. 計画の基本理念..... | 44 |
| 2. 施策展開の視点..... | 45 |
| 3. 施策の体系..... | 47 |
| 第7章 施策の展開 | 48 |
| 1. 自立した生活の支援..... | 48 |
| 2. 保健・医療サービスの充実..... | 55 |
| 3. 教育、文化芸術活動・スポーツ活動等の充実..... | 59 |

| | | |
|-----------------------|-------------------------------|-----------|
| 4. | 雇用・就業、経済的自立の支援..... | 63 |
| 5. | 安全・安心な生活環境の整備..... | 66 |
| 6. | 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実..... | 68 |
| 7. | 防災、防犯等の推進..... | 70 |
| 8. | 差別の解消及び権利擁護の推進..... | 71 |
| 第8章 計画の推進..... | | 74 |
| 1. | 計画の推進に向けての連携強化..... | 74 |
| 2. | P D C Aサイクルによる点検及び評価..... | 75 |
| 第9章 資料編..... | | 76 |
| 1. | 支援費制度から障害者総合支援法の流れ..... | 76 |
| 2. | 平成30年4月改正障害者総合支援法の概要..... | 78 |
| 3. | 策定体制..... | 79 |

本計画書は、視覚障害のある方にも読みやすいUDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を使用しています。

表紙の絵は、山梨市内の障害福祉施設から提供いただいた絵を用いています。スキャニングやコピーは差し控えていただきますようお願い申し上げます。

第 1 章 計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

本市では、平成 18 年 3 月、旧障害者総合支援法に基づく「第 1 期障害福祉計画」の策定に合わせて、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として「山梨市障害者基本計画」を策定し「人権を尊重し自立と参加を支え合う福祉のまちづくり」を基本理念に、障害者の生活全般にかかわる施策の推進とともに障害福祉サービス等の整備に努めてきました。

その後、国の法改正等の動向を踏まえて、平成 28 年 3 月に「第 2 期山梨市障害者計画」を策定し、時代の変化と障害者のニーズに適切に対応するとともに、障害者基本法の目的である「共生社会」の実現に向けて、障害者施策を推進してきました。

その間、国では、平成 30 年 4 月に障害者が自ら望む地域生活を営むための環境整備のため「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行、また第 4 次障害者基本計画が策定され、新たな 7 つの基本指針のもと、障害者福祉が推進されてきています。

本市においても、このような国の障害者施策の改正に対応し、障害者の自立と社会参加の支援等に向けた施策の一層の充実を図り、障害の有無にかかわらず住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「共生社会」の実現にむけて取り組むため、国の基本指針に基づき、本計画の策定を行いました。



2. 各計画の位置づけ

(1) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置付けと関係

障害者計画

「障害者計画」は、障害者基本法第 11 条の規定に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられるもので、山梨市の障害者施策の基本的な事項を定める計画です。

本計画は、山梨市総合計画、山梨市地域保健福祉計画における部門計画として、市の福祉政策との整合性を確保するとともに、高齢者や子ども、保健施策分野の諸計画との整合性も留意しながら策定するものとします。

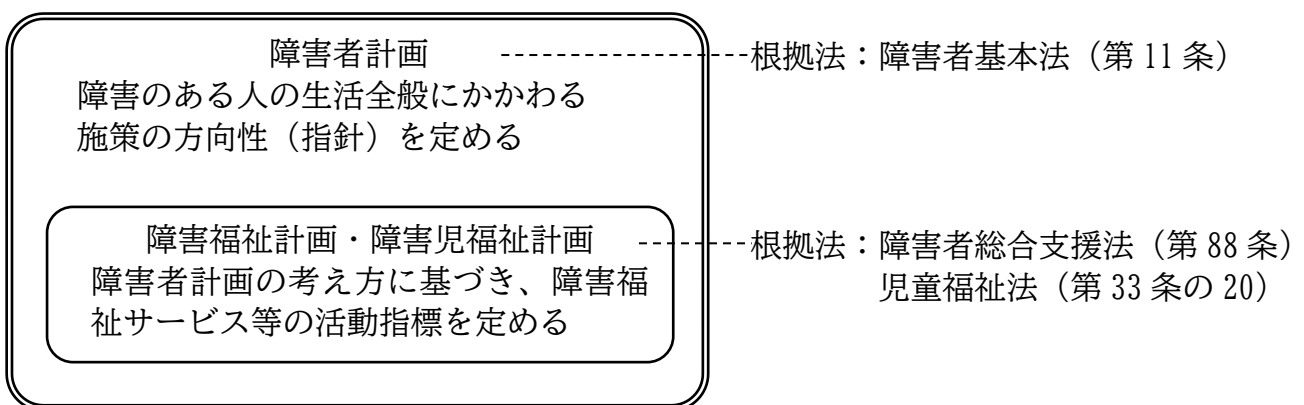
障害福祉計画

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられるもので、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの必要な量の見込み及びその確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項などに関し、年度ごとに具体的な目標値を設けた実施計画として定める計画です。

障害児福祉計画

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられるもので、障害児通所支援または障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項などに関し、年度ごとに具体的な目標値を設けた実施計画として定める計画です。

■ 「障害者計画」と「障害福祉計画」の関係



3. 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などの以下の関連法を踏まえ、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）がある者、障害児及び難病患者を対象とします。なお、この計画は障害者基本法に基づいた計画であるため、「障害者」「障害児」を特別な場合を除き、区別して表現せず「障害者」に統一して表記します。

また、高次脳機能障害についても明確に本計画の対象と位置付けて取り組んでいきます。

(1) 障害者基本法第2条第1号

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 障害者総合支援法第4条第1項及び第2項

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

- 2 「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

(3) 児童福祉法第4条第2項

第4条

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

(4) 発達障害者支援法第2条第1項及び第2項

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であ

ってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

近年、法的な定義では補足できない各種の障害や、厳密に障害者の定義にあてはまらないものの、専門的な支援を要する方がいるため、本計画の推進に際しては、“継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある”方を幅広く対象として、可能な限り、必要とする支援が提供できるように取り組んでいきます。

4. 計画の期間

「第3期山梨市障害者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。

■計画期間

| 計画名 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|----------------------|-------|-------|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 障害者計画 | 第2期 (平成28年～令和2年度) | | | 第3期 (令和3年度～令和8年度) | | | | | |
| 障害福祉計画 | 第5期 | | | 第6期 (令和3年度～令和5年度) | | | 第7期 | | |
| 障害児福祉計画 | 第1期 | | | 第2期 (令和3年度～令和5年度) | | | 第3期 | | |



5. 計画策定体制

(1) 市民等の意見の反映

① 障害者アンケート調査

本計画策定に当たって、障害者の日常生活の状況や福祉ニーズ等を把握するため、令和2年7～8月に、市内に居住している各種障害者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

② 事業所アンケート調査

障害福祉サービスの提供者側から見た障害福祉ニーズを把握するとともに、事業所の今後の事業展開の意向の把握を行うため、令和2年8～9月に、市民が利用している峡東圏域内事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

③ 市民からの意見反映（パブリックコメント）

障害者の生活を地域で支える市民の意見を反映させるため、令和3年1月19日～2月1日までパブリックコメントを実施しました。

(2) 検討体制

① 山梨市障害者計画策定懇話会

山梨市社会福祉協議会等、関係団体の代表者等24人で構成し、計画に対し、意見・要望等をいただきました。

② 山梨市障害者計画策定プロジェクトチーム

障害者等自立支援協議会運営会議のメンバー8人で構成し、現状把握・課題整理・骨子案などを検討しました。

③ 山梨市障害者計画策定庁内検討会議

副市長、市役所関係課長の13人で構成し、各課の関連部分について検討、計画原案の確認を行いました。

④ 山梨市障害者計画策定庁内検討会議作業部会

市役所の関係する各課のリーダー等21人で構成し、現計画における各関連業務の評価、計画原案の作成を行いました。

第2章 山梨市の障害者福祉の現況

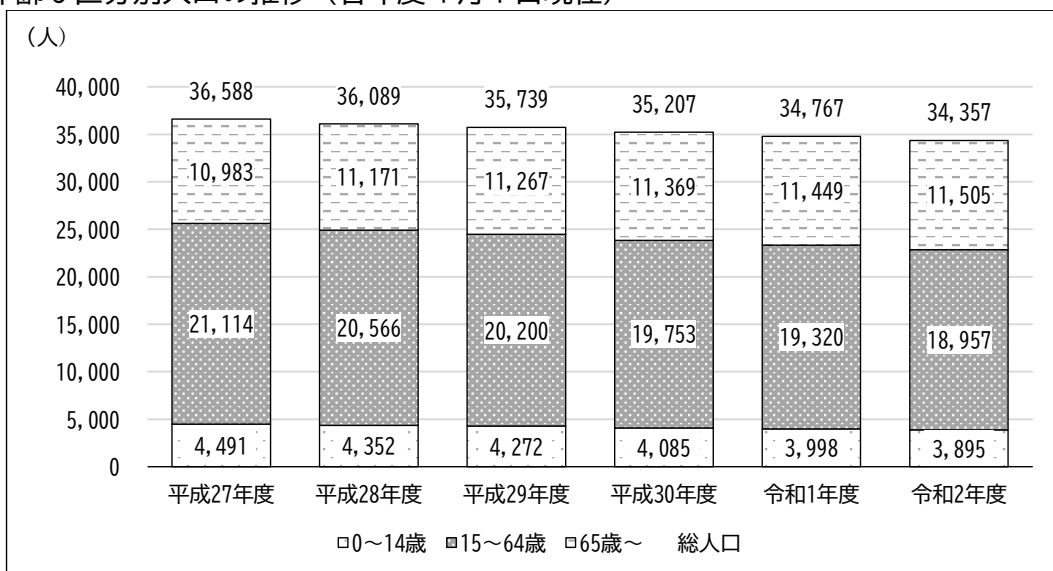
1. 人口の推移

(1) 人口・高齢者数の推移

本市の総人口は緩やかに減少傾向が続いています。令和2年度には、34,357人にまで減少しています。年齢3区分人口でみると、65歳以上の人口は年々増加しており、令和2年度には11,505人となっています。一方、生産人口の15～64歳と年少人口の0～14歳は、年々減少しており、令和2年度には、生産人口が18,957人、年少人口が3,895人となっています。

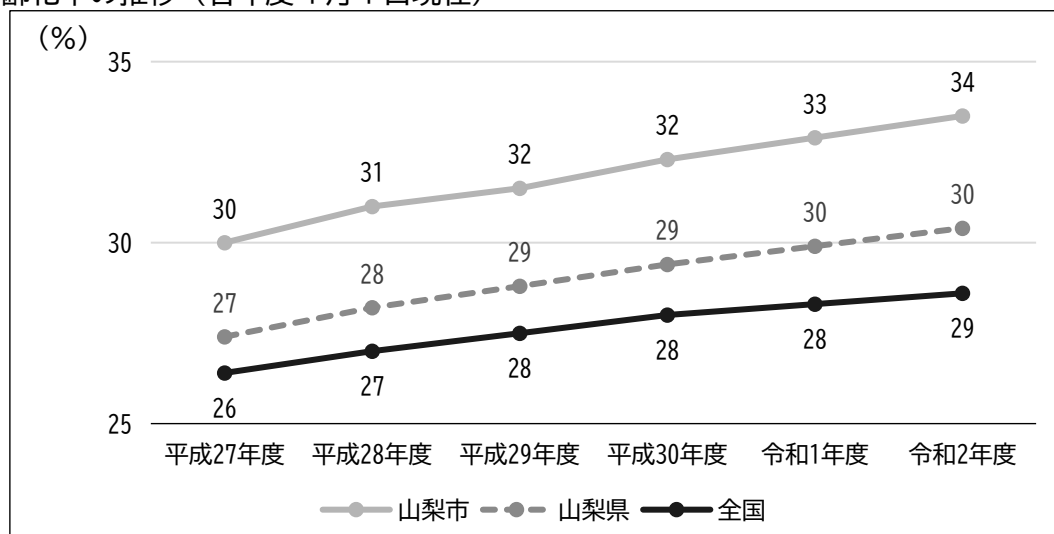
また本市の高齢化率は、山梨県や全国に比べて高い水準で推移しています。

■年齢3区分別人口の推移（各年度4月1日現在）



資料：住民基本台帳

■高齢化率の推移（各年度4月1日現在）



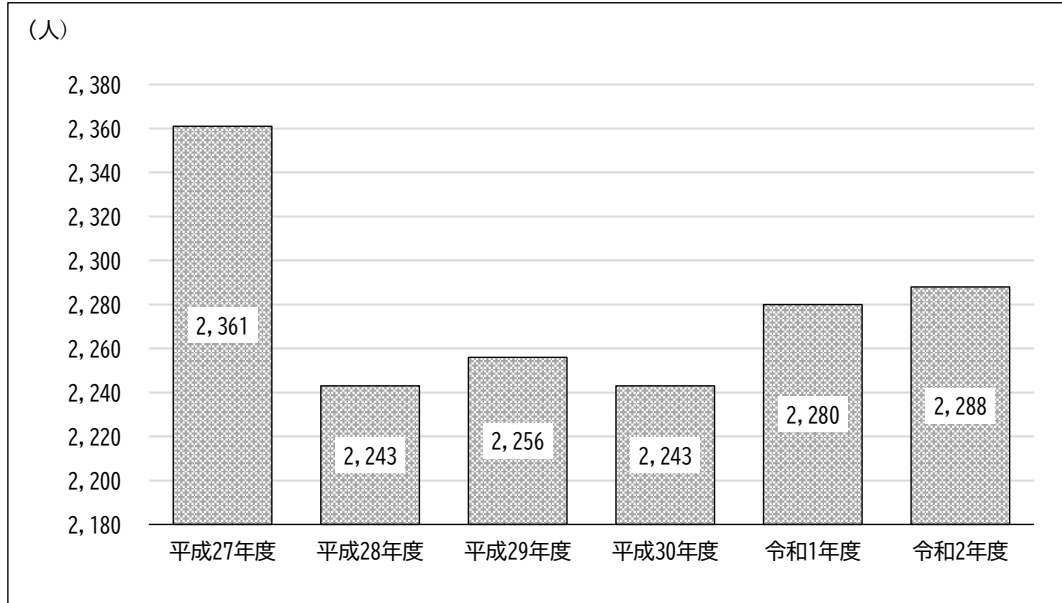
資料：総務省人口統計

2. 障害者福祉の現況

(1) 障害者手帳所持者の動向

本市の障害者手帳の所持者数は、平成 28 年度に減少しましたが、令和 2 年 3 月現在の児童を含めた手帳所持者数は 2,288 人¹で、身体障害者 1,518 人、知的障害者 305 人、精神障害者 465 人となっています。重複障害などで単純計算はできませんが、市民の 6.66%が何らかの障害を有すると想定できます。

■ 障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）



¹ 身体障害と知的障害など、重複障害のある人が含まれるため、実人数より多くなっています。

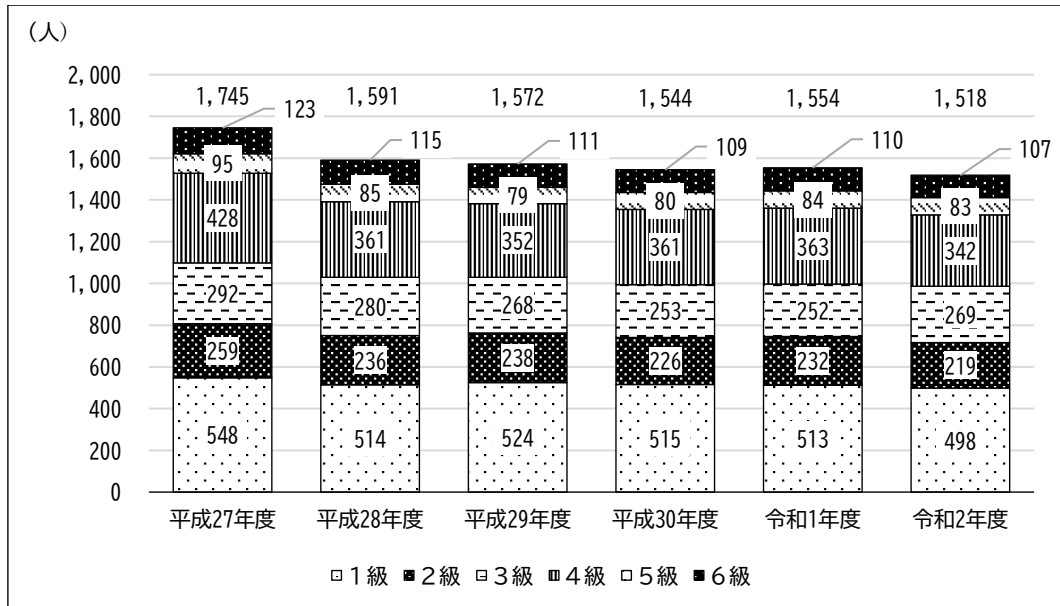
(2) 身体障害者の動向

身体障害者手帳所持者数は全体ではゆるやかな減少傾向にあり、令和2年3月末現在では、1,518人となっています。

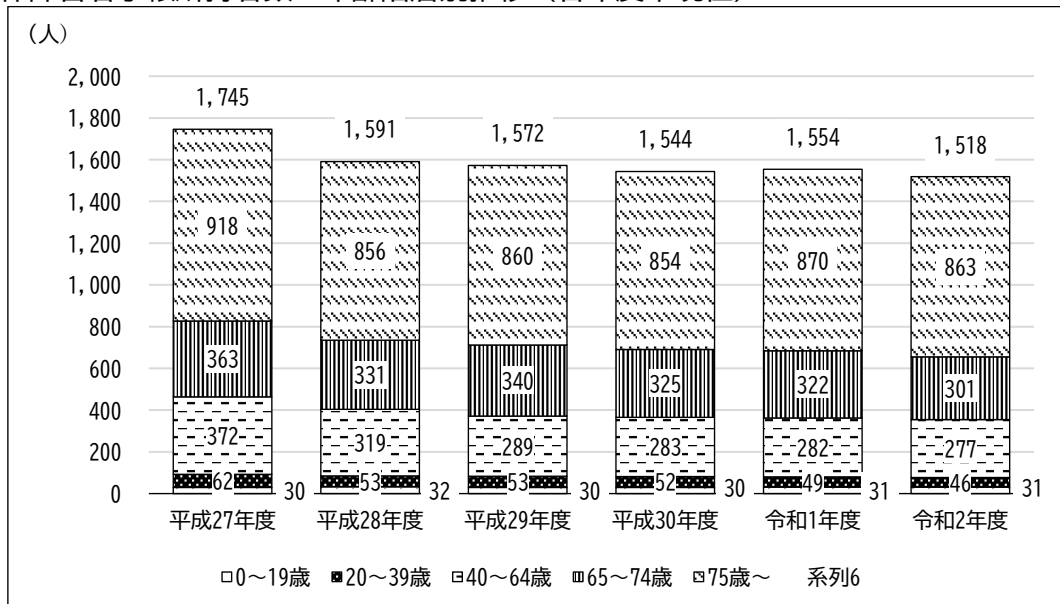
等級別では、1級、2級、6級が減少傾向にあります。

また年齢階層別では、20～39歳、40～64歳、65～74歳が減少傾向にあります。0～19歳、75歳以上はほぼ横ばいとなっています。

■身体障害者手帳所持者数の等級別推移（各年度末現在）

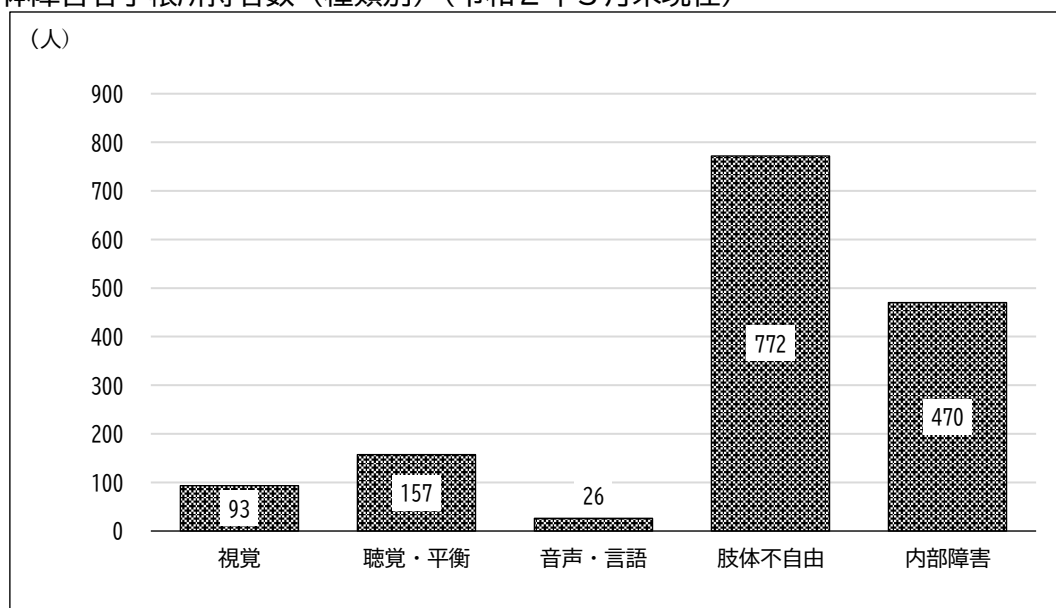


■身体障害者手帳所持者数の年齢階層別推移（各年度末現在）



手帳の種類別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害が多くなっています。

■身体障害者手帳所持者数（種類別）（令和2年3月末現在）



※重複障害のある人が含まれるため、実人数より多くなっています。

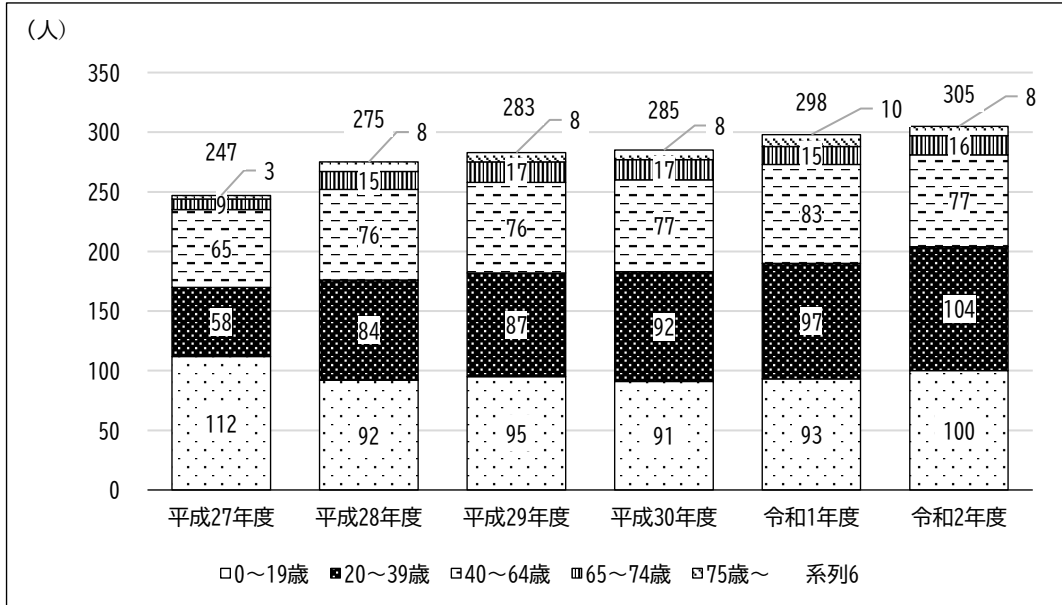


(3) 知的障害者の動向

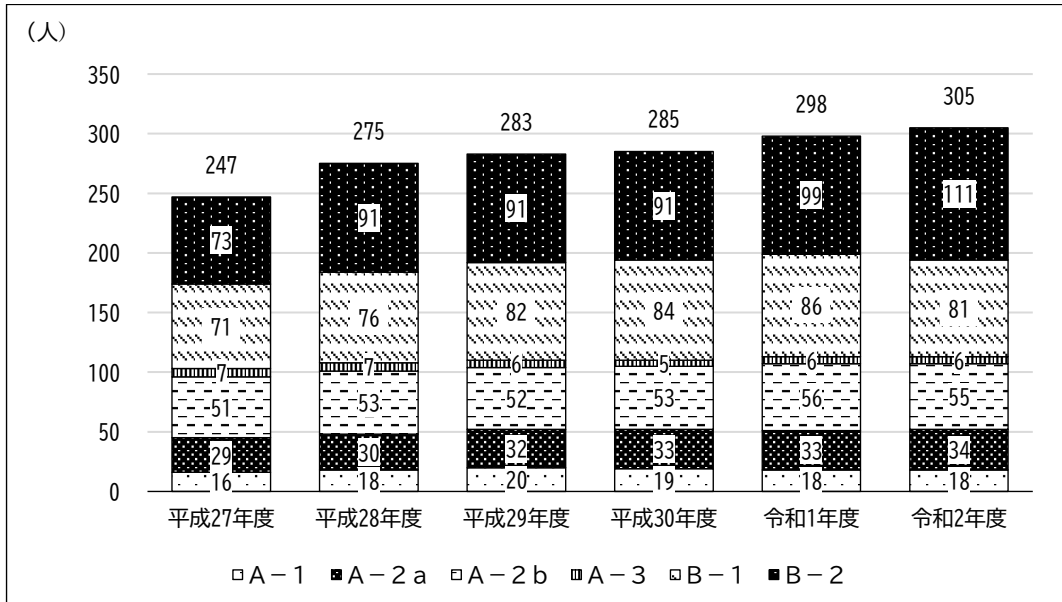
療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、令和2年3月末現在では305人となっています。

年齢階層別では、20～39歳が増加傾向にあります。また等級別では、B-2が増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の年齢階層別推移（各年度末現在）



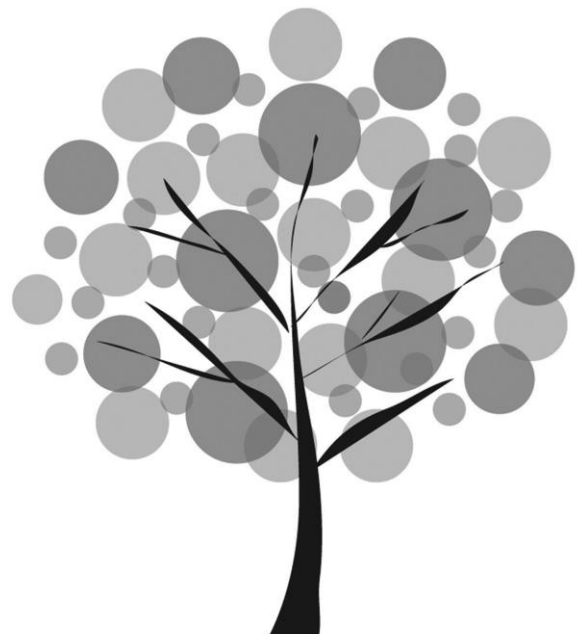
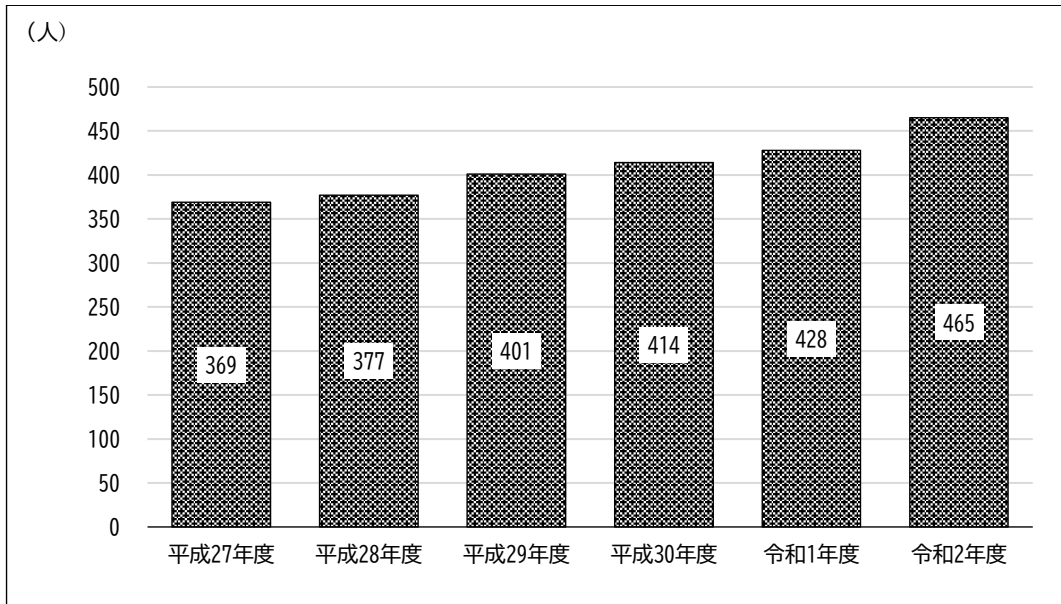
■療育手帳所持者数の等級別推移（各年度末現在）



(4) 精神障害者の動向

精神障害者保健福祉手帳の所持者は年々増加傾向にあり、令和2年3月末現在では、465人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末現在）



第3章 アンケート結果（市民）

1. アンケート調査の概要

(1) 調査期間

令和2年7月15日から令和2年8月7日まで

(2) 調査対象及び回収率

| 調査対象 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|-------------------------|-------|-----|-------|
| 市内に在住の障害者手帳を持つ方から無作為に抽出 | 1,000 | 464 | 46.4% |

(3) アンケート結果に用いられている記号について

(SA)：単一回答 (Single Answer) の略です。選択回答は1項目です。

(MA)：複数回答 (Multi Answer) の略です。

(一部回答数を限定しているものもあります。)

n：回答数 (number) を表します。「n=100」は、回答数が100になります。

※複数回答の場合は合計値が100%にならない場合があります。

※アンケート結果の数値は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しています。そのため合計値が100%にならない場合があります。

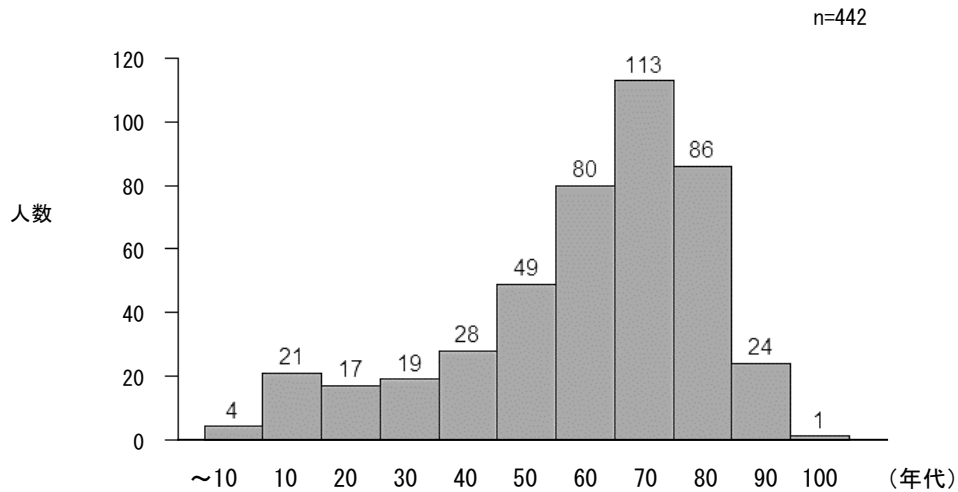


2. アンケート結果

(1) 本人属性について

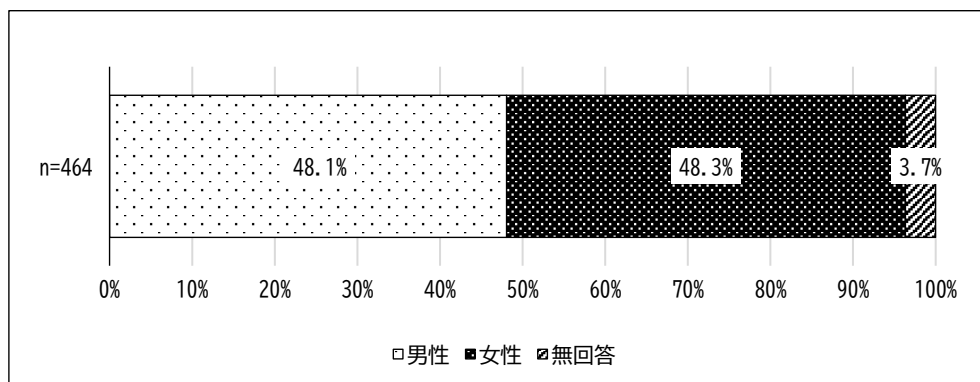
① 年齢 (SA)

本人の年齢は、70代が最も多く、次いで80代、60代が多くなっています。



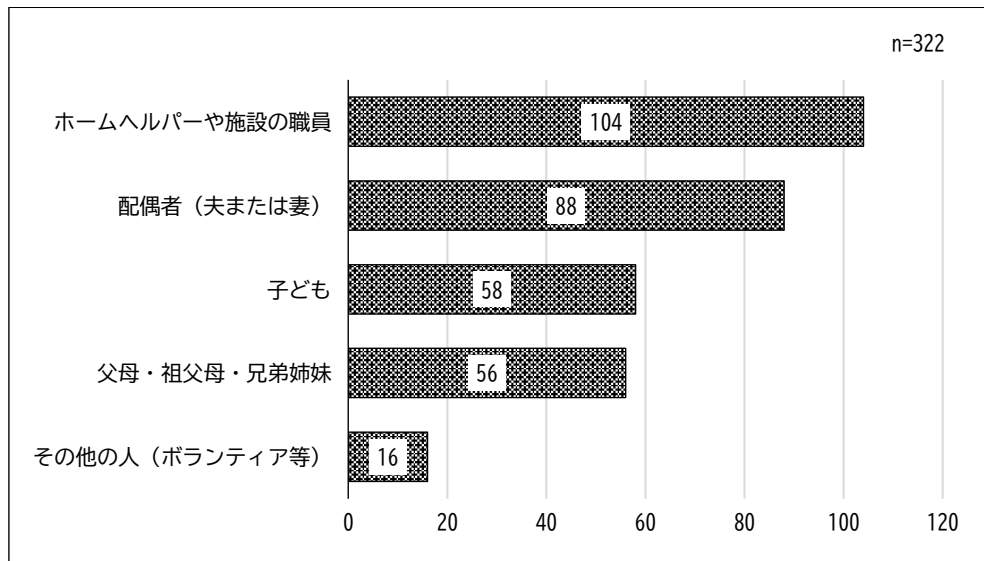
② 性別 (SA)

本人の性別に大きな偏りはありません。

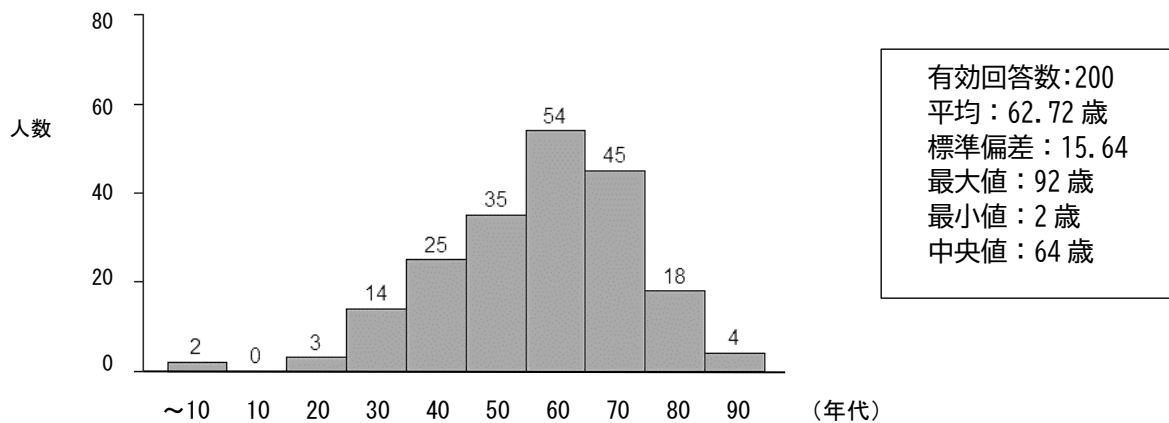


③ 支援してくれる人 (MA)

支援者は「ホームヘルパーや施設の職員」が最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」が多くなっています。

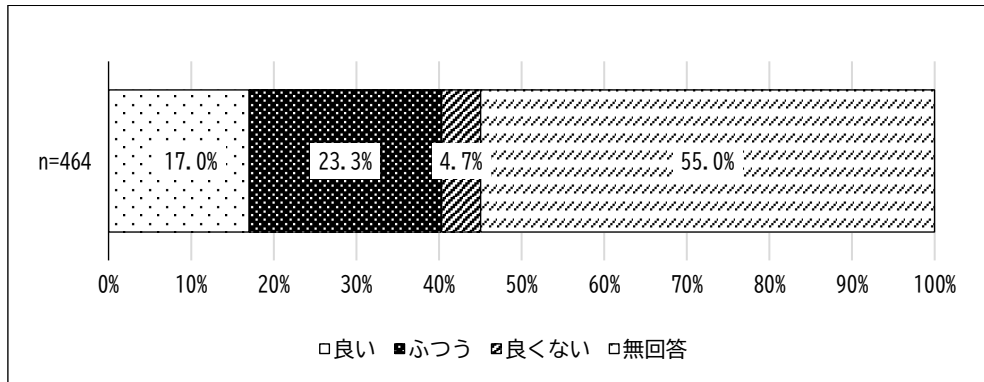


支援者の年齢は平均が 62.72 歳と、高齢であることが分かります。



④ 支援者の健康状態（SA）

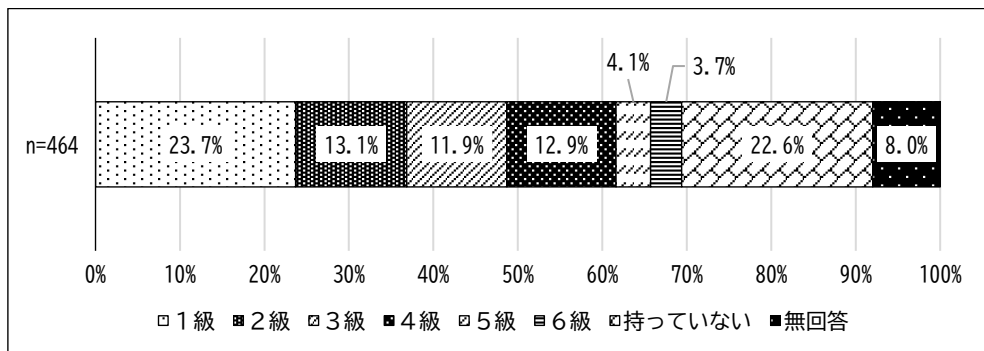
支援者の健康状態については「良い」と「ふつう」が合わせて40%以上となっている一方で「良くない」との回答も4.7%あります。



(2) 障害の状況について

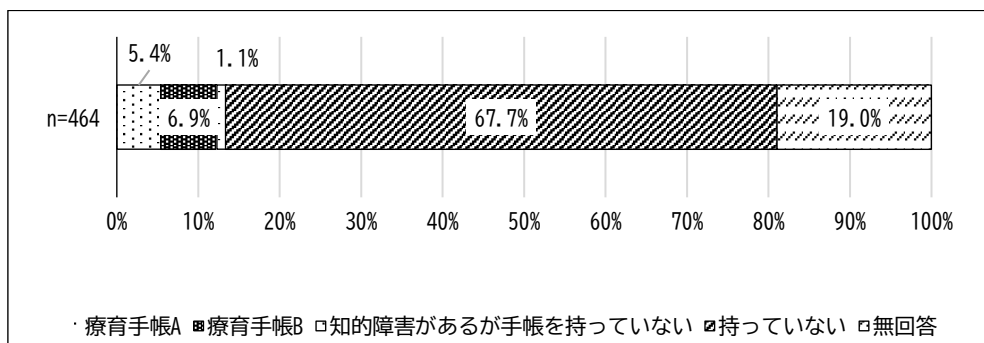
① 身体障害者手帳を持っているか。またその等級（SA）

身体障害者手帳の所持については、持っている人が69.4%となります。等級では、1級が最も多く、所持者の3割強となっています。



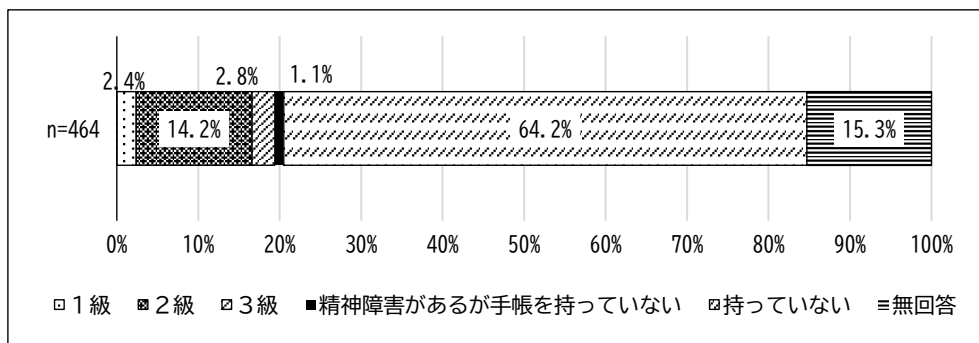
② 療育手帳を持っているか。またその種類（SA）

療育手帳の所持については「療育手帳A」が5.4%、「療育手帳B」が6.9%となっています。「知的障害を持っているが手帳を持っていない」人も1.1%います。



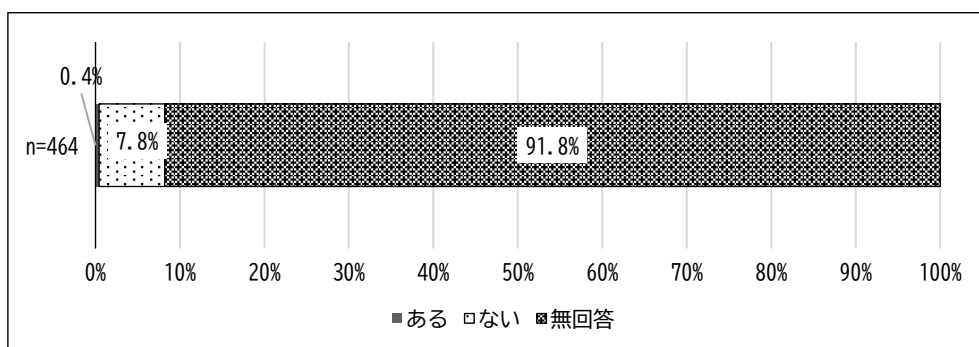
③ 精神保健福祉手帳を持っているか。またその等級（SA）

精神保健福祉手帳の所持については、持っている人が19.4%です。等級では、2級が最も多く、所持者の7割強を占めています。「精神障害を持っているが手帳を持っていない」人も1.1%います。



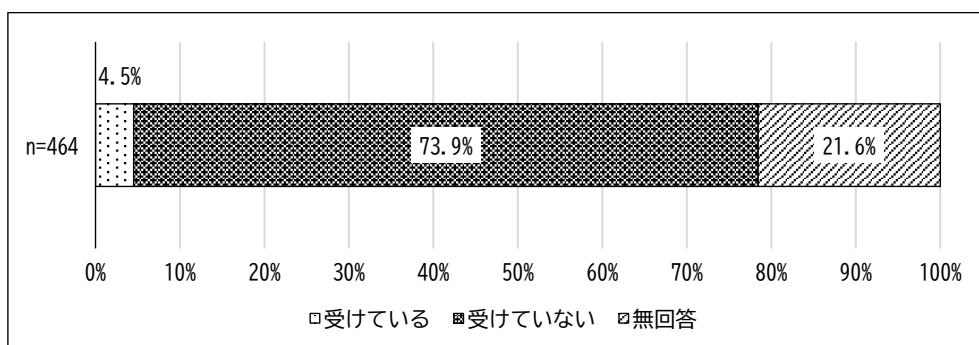
④ 重度の肢体不自由と重度の知的障害の両方の障害があるか（SA）

重度の肢体不自由と重度の知的障害の両方の障害がある人は0.4%となります。



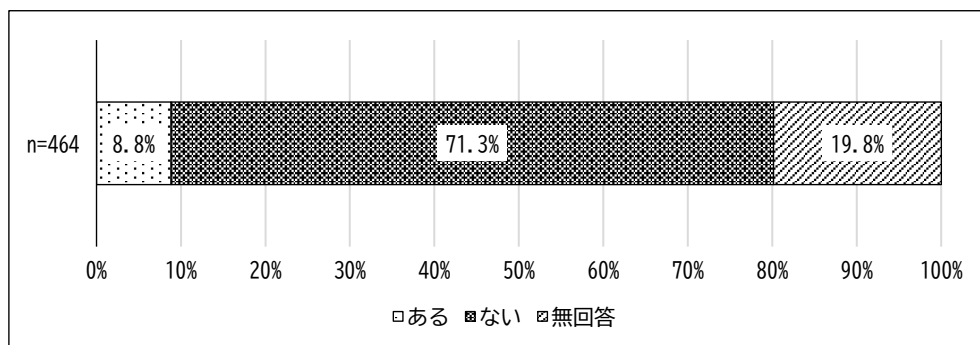
⑤ 難病認定を受けているか（SA）

難病指定を受けている人は、4.5%となります。



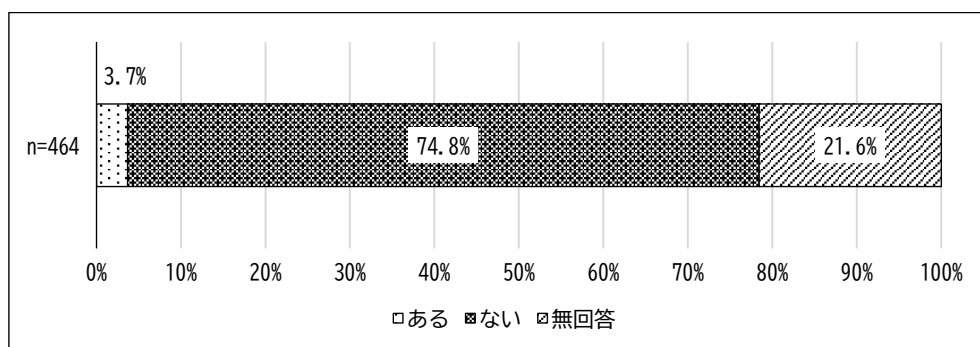
⑥ 発達障害と診断されたことがあるか（SA）

発達障害と診断された人は、8.8%となります。



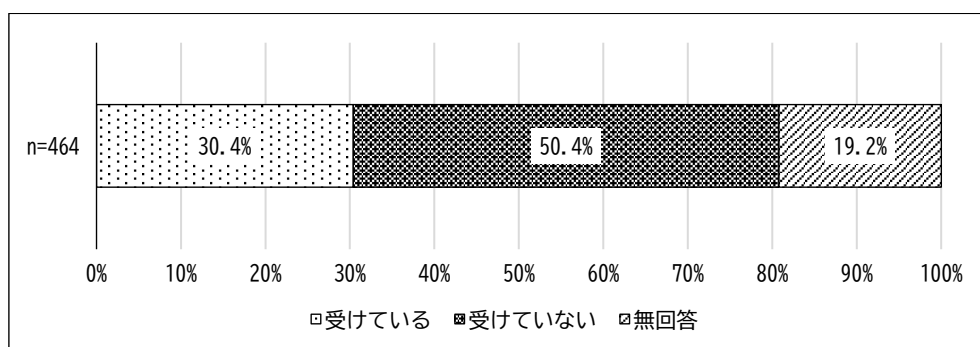
⑦ 高次脳機能障害と診断されたことがあるか（SA）

高次脳機能障害と診断された人は、3.7%となります。



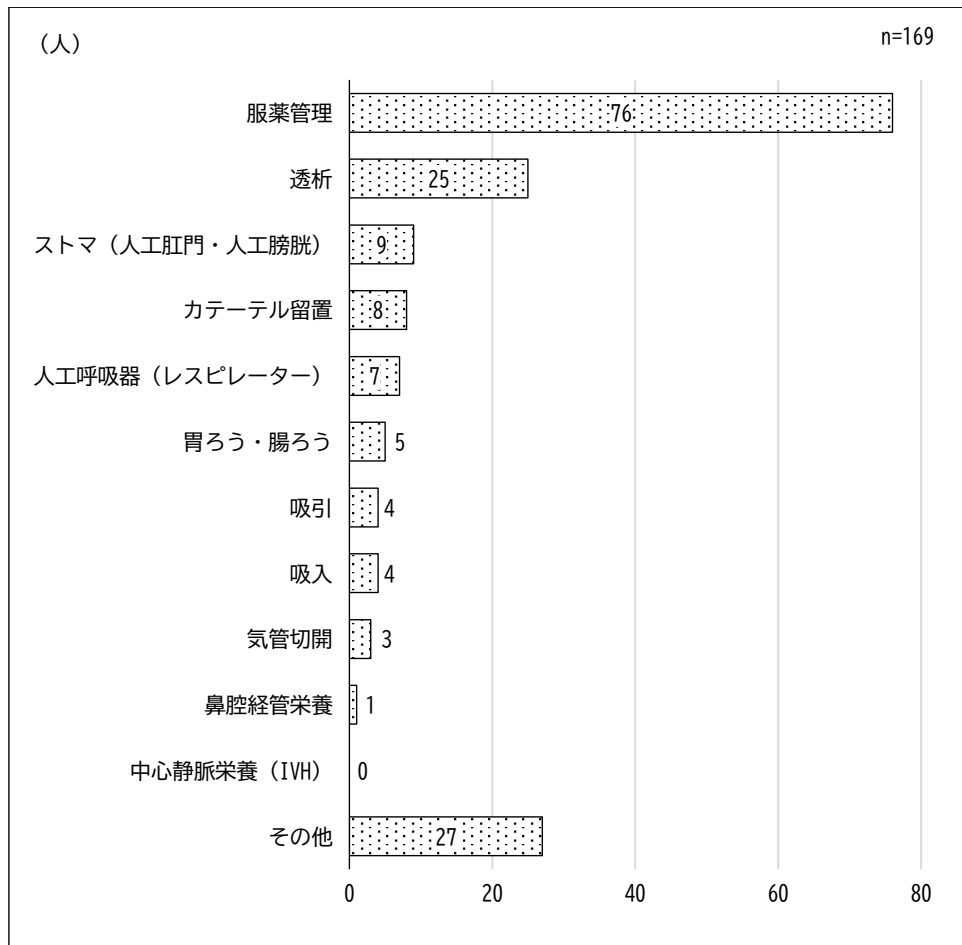
⑧ 現在医療的ケアを受けているか（SA）

現在医療的ケアを受けている人は30.4%となります。



⑨ 受けている医療的ケアの種類 (MA)

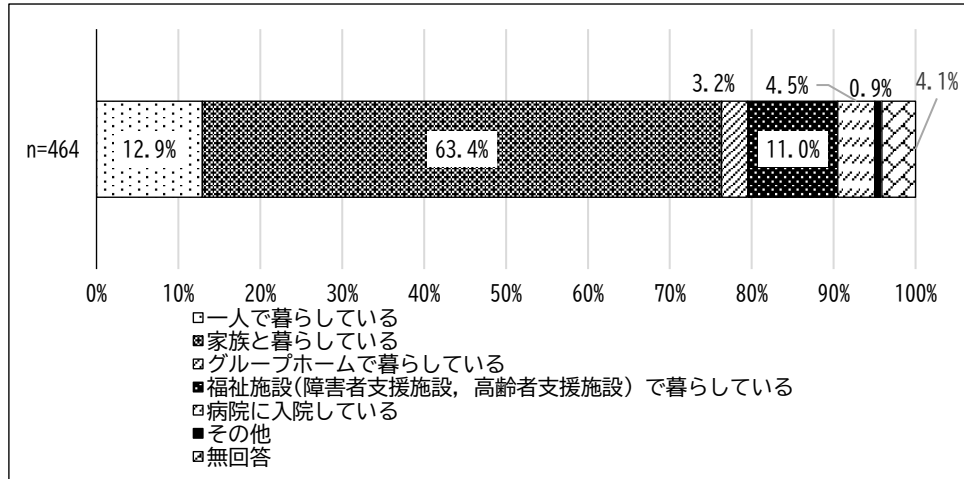
受けている医療的ケアの種類については「服薬管理」が最も多く、次いで「透析」が多くなっています。



(3) 住まいや暮らしについて

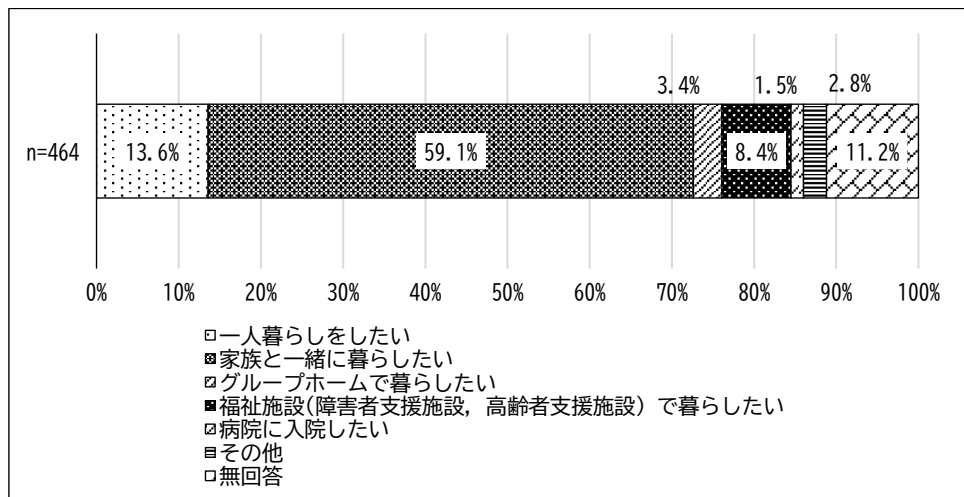
① 現在どのように暮らしているか (SA)

現在の暮らし方については「家族と暮らしている」が 63.4%と最も多く、次いで「一人で暮らしている」の 12.9%が多くなっています。



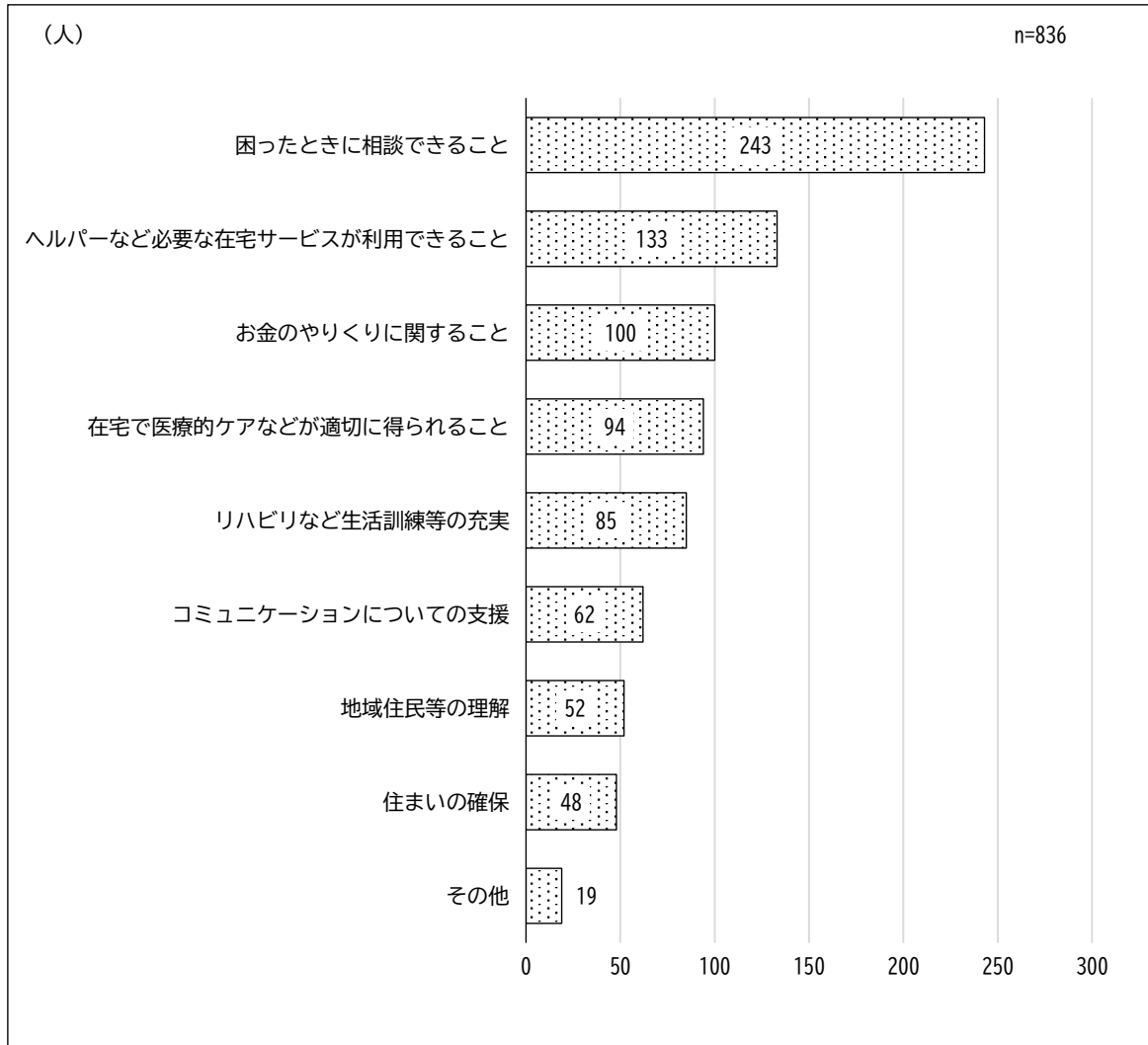
② 今後3年以内にどのように暮らしたいか (SA)

今後 2 年以内に希望する暮らし方については、「家族と一緒に暮らしたい」が 59.1%と最も多く、次いで「一人暮らしをしたい」の 13.6%が多くなっています。



③ 希望する暮らしを送るために必要な支援（MA）

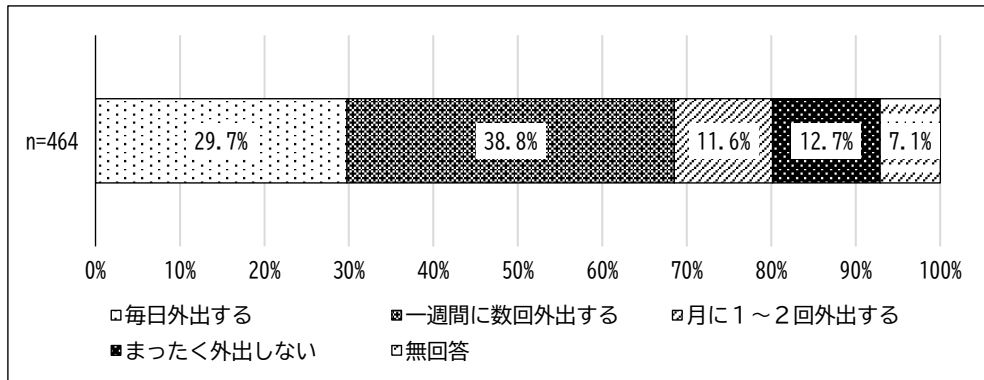
希望する暮らしを送るために必要な支援については「困ったときに相談できること」が最も多く、次いで「ヘルパーなど必要な在宅サービスが利用できること」が多くなっています。



(4) 日中活動や就労について

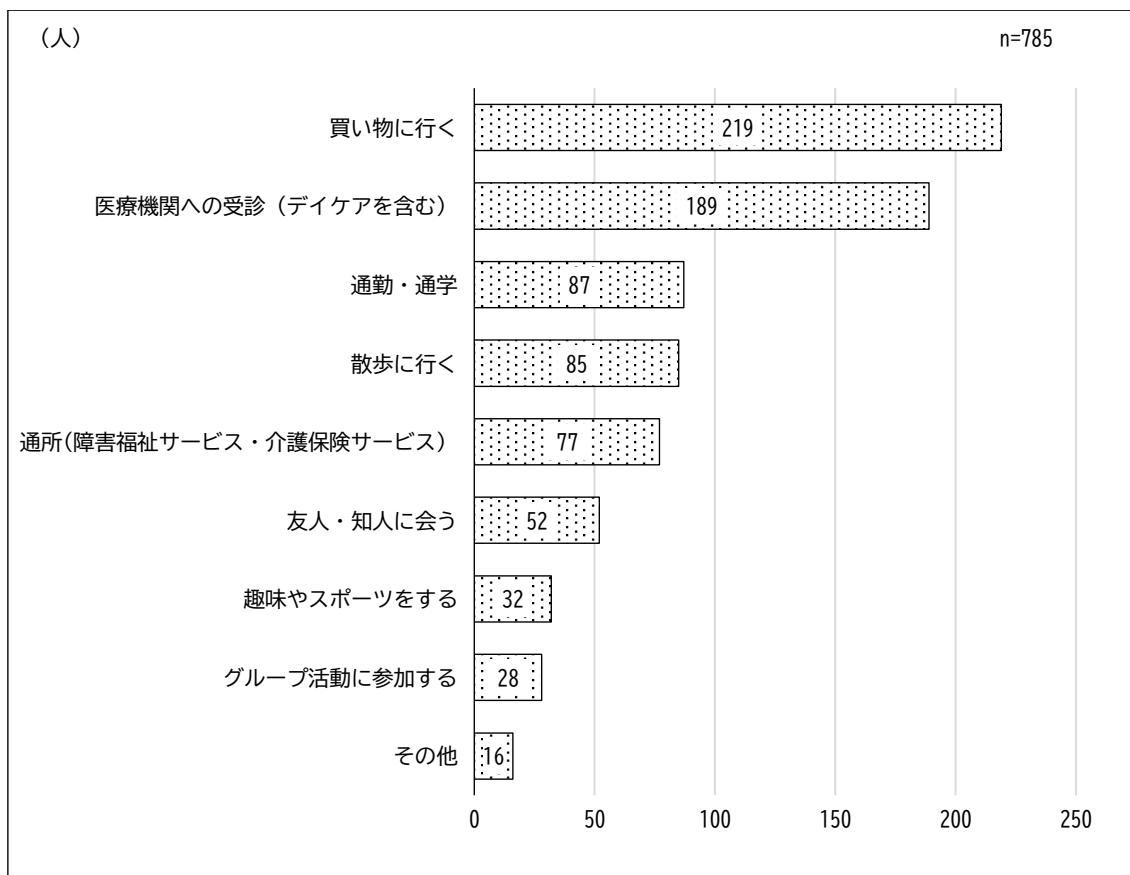
① 一週間に外出する頻度 (SA)

一週間に外出する頻度については「一週間に数回外出する」が38.8%で最も多く、次いで「毎日外出する」の29.7%が多くなっています。



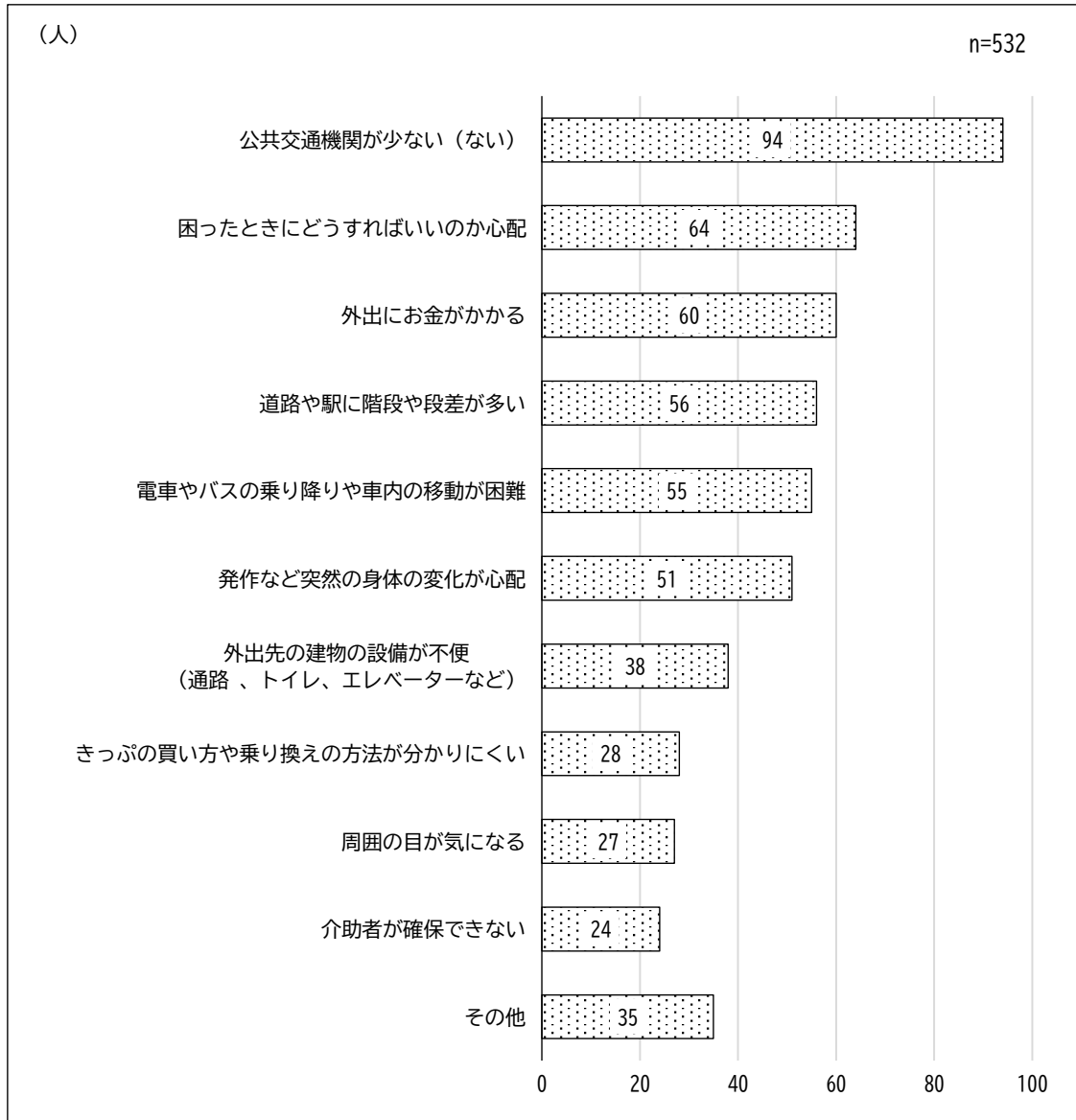
② どのような目的で外出することが多いか (MA)

どのような目的で外出することが多いかについては「買い物に行く」が最も多く、次いで「医療機関への受診 (デイケアを含む)」が多くなっています。



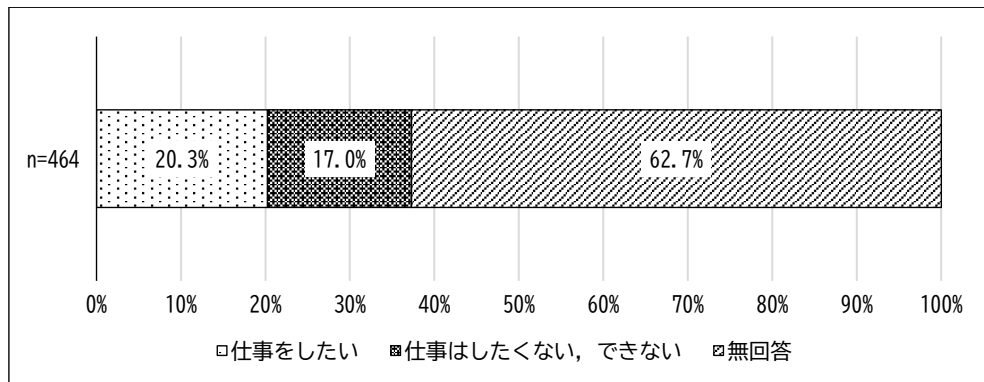
③ 外出する時に困ること (MA)

外出する時に困ることについては「公共交通機関が少ない(ない)」が最も多く、以下「困ったときにどうすればいいのかわかりにくい」、「外出にお金がかかる」が多くなっています。



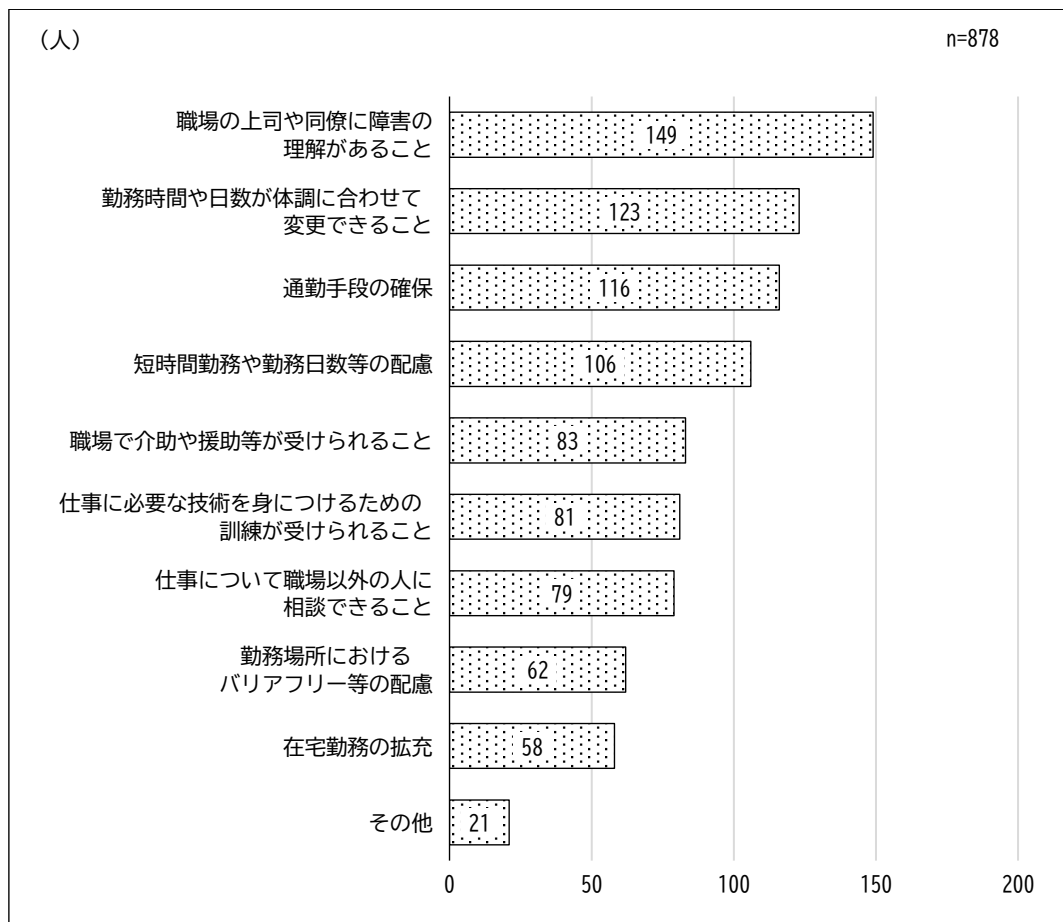
④ 今後収入を得る仕事をしたいか（SA）

今後収入を得る仕事をしたいかについては「仕事をしたい」20.3%が「仕事はしたくない、できない」17.0%を上回っています。



⑤ 障害者の就労支援に必要なこと（MA）

障害者の就労支援に必要なことについては「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が多くなっています。



(5) 福祉サービスについて

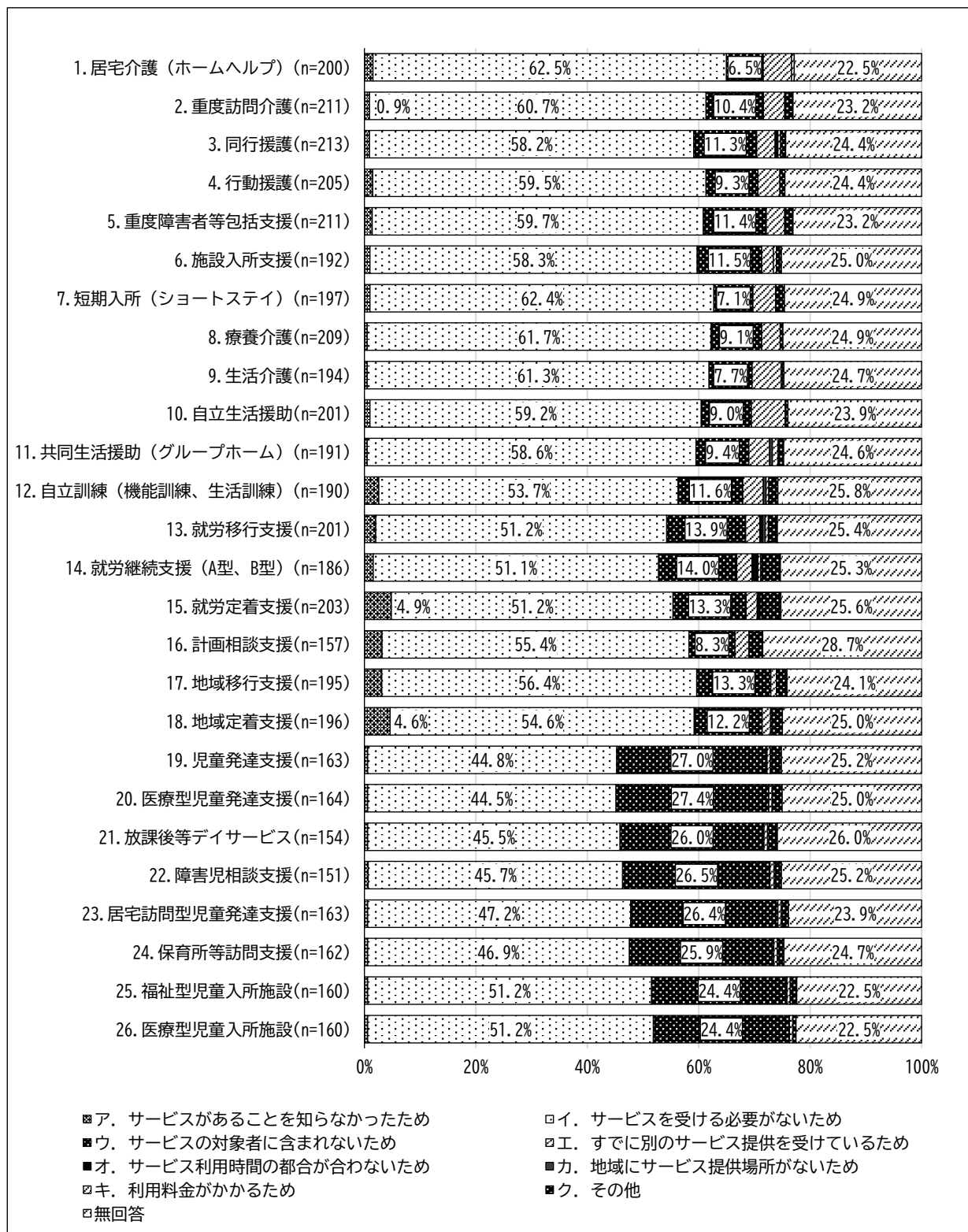
① 現在利用している福祉サービス (MA)

福祉サービスの現在の利用状況については「計画相談支援」「施設入所支援」の利用が多くなっています。一方、「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童入所施設」の利用はありません。



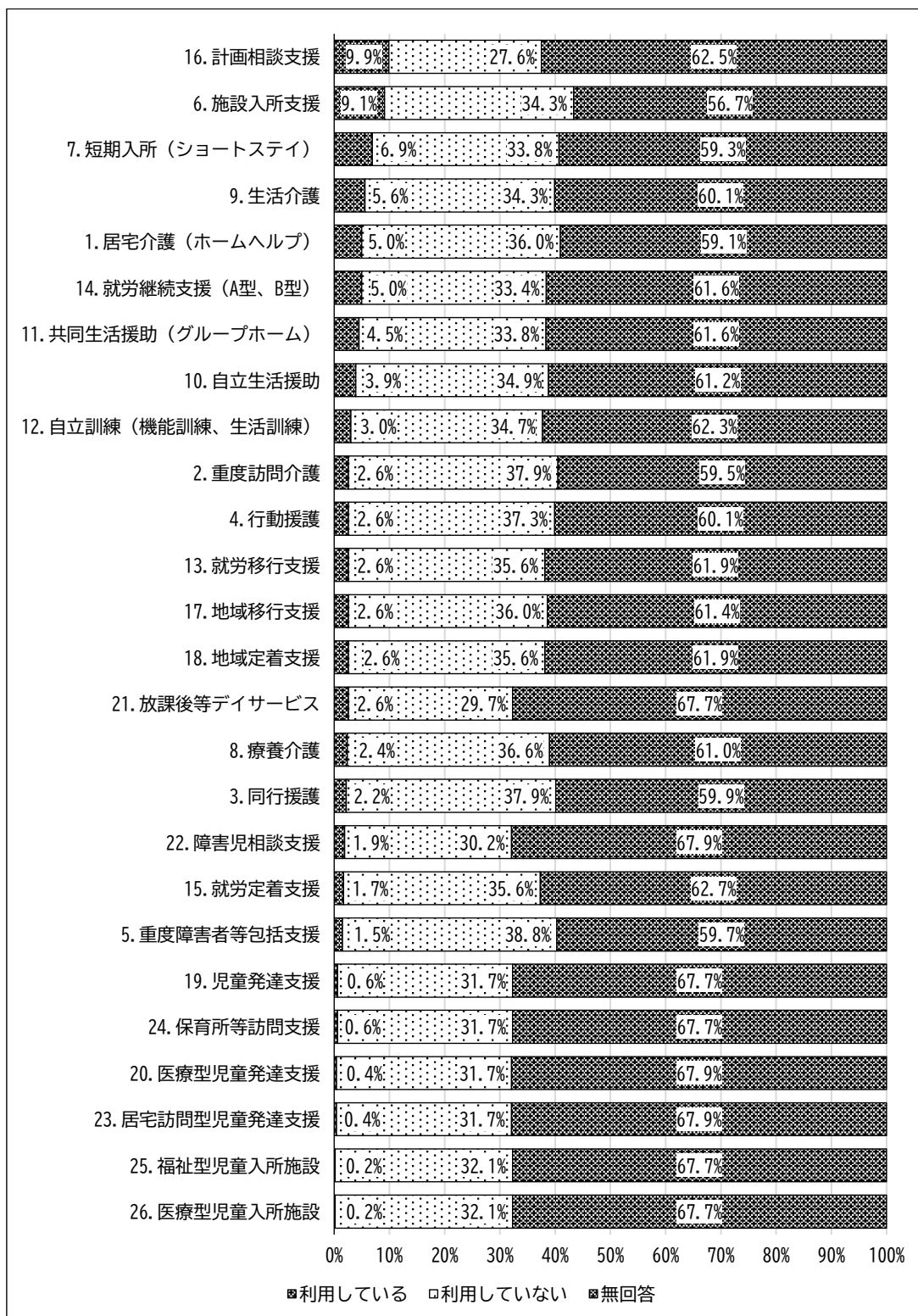
② 現在福祉サービスを利用していない理由 (MA)

現在福祉サービスを利用していない理由については、いずれのサービスにおいても「サービスを受ける必要がないため」が最も多くなっています。「就労定着支援」「地域定着支援」では、サービスの認知度が他のサービスよりも低い傾向にあります。



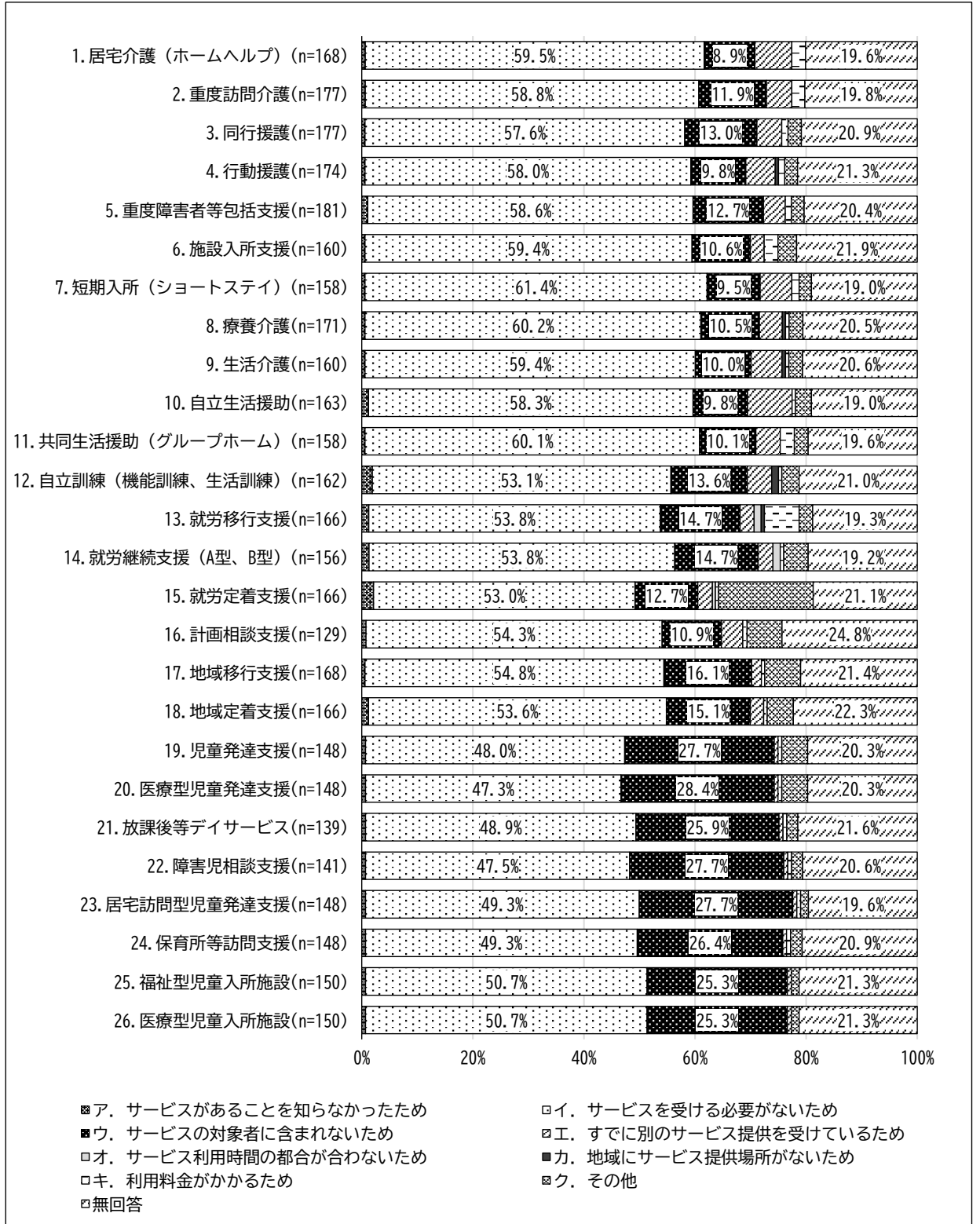
③ 今後3年以内に利用予定の福祉サービス（MA）

今後3年以内に利用予定のある福祉サービスについては、現在の利用状況と同様に「計画相談支援」「施設入所支援」が多くなっています。一方、「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」「福祉型児童入所施設」「医療型児童入所施設」の利用希望は少ない状況です。



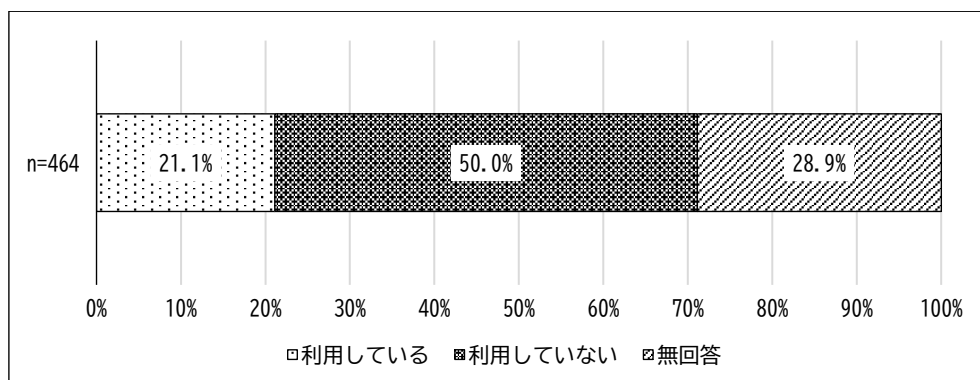
④ 今後3年間に福祉サービスの利用予定がない理由 (MA)

今後3年間に福祉サービスを利用予定がない理由については、現在利用していない理由と同様に、いずれのサービスにおいても「サービスを受ける必要がないため」が最も多くなっています。



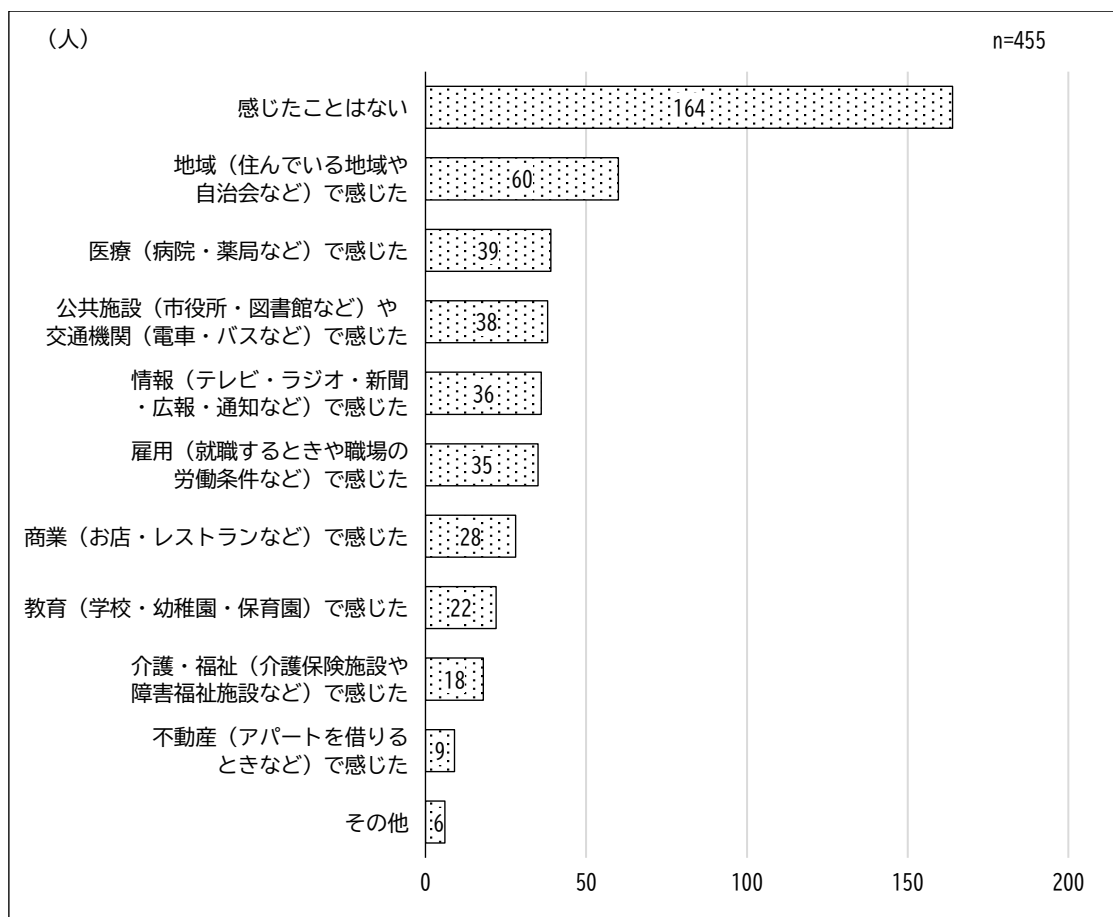
⑤ 介護保険によるサービスを利用しているか（SA）

介護保険によるサービスの利用状況については「利用していない」が 50.0%、「利用している」が 21.1%となっています。



⑥ 差別を感じたり、配慮が足りないと感じる場面（MA）

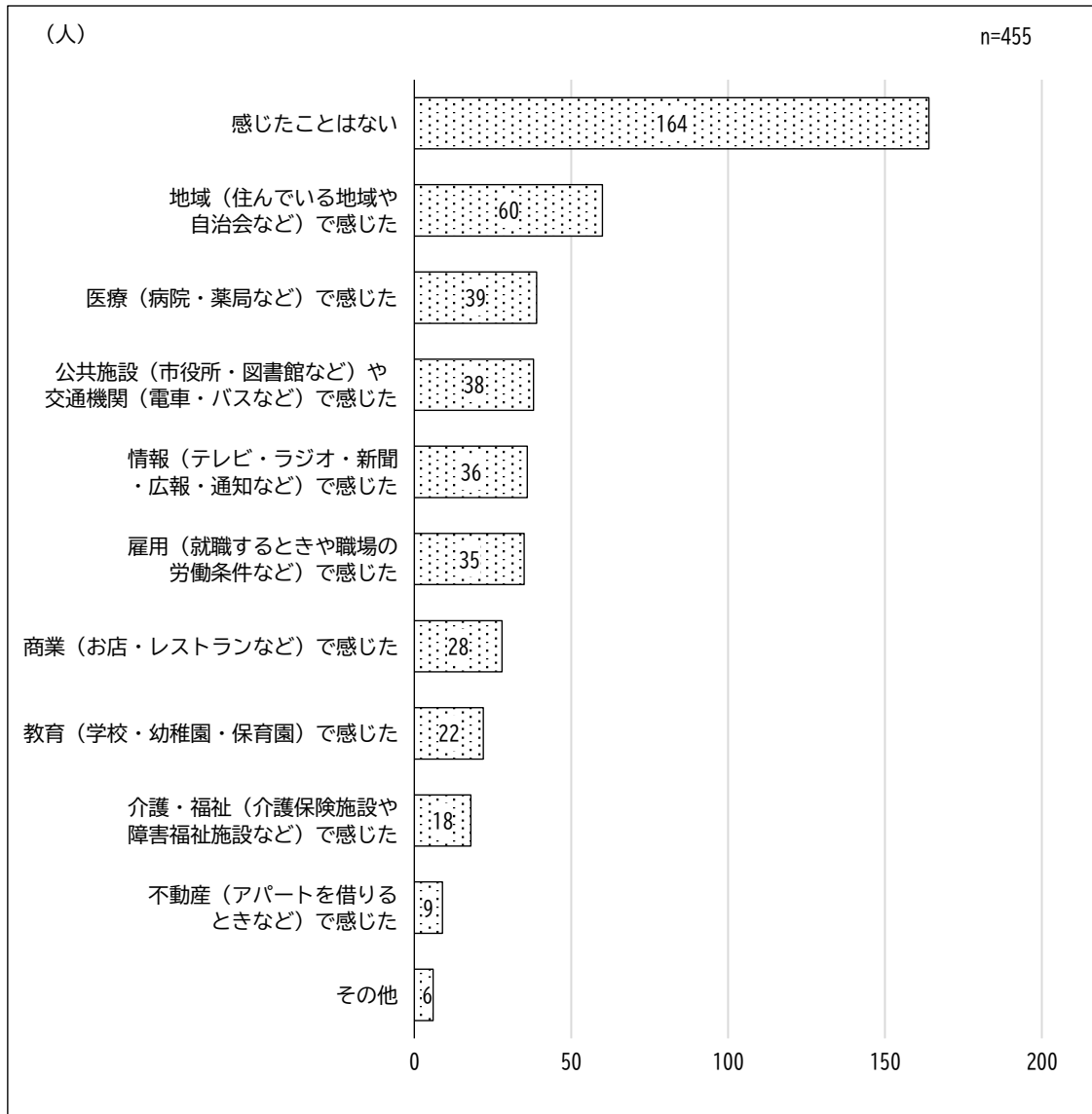
差別を感じたり、配慮が足りないと感じる場面については「感じたことはない」が最も多く、次いで「地域（住んでいる地域や自治会など）で感じた」が多くなっています。



(6) 権利擁護について

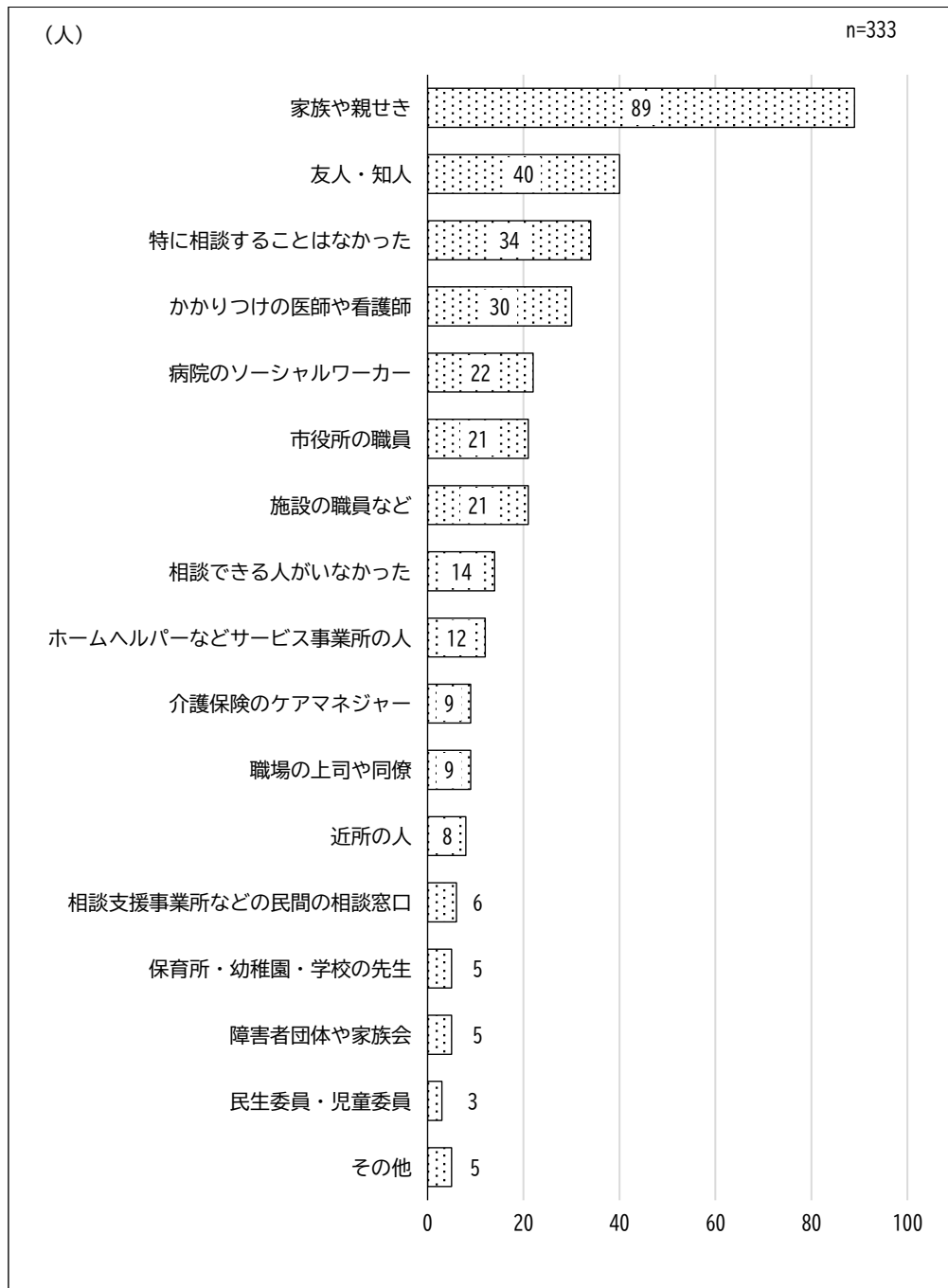
① どんな場面で差別を感じたり、配慮が足りないと感じたことがあるか (MA)

差別や疎外感を感じた場面については「感じたことはない」が最も多く、次いで「地域（住んでいる地域や自治会など）で感じた」が多くなっています。



② 差別や疎外感を感じたときの相談先（MA）

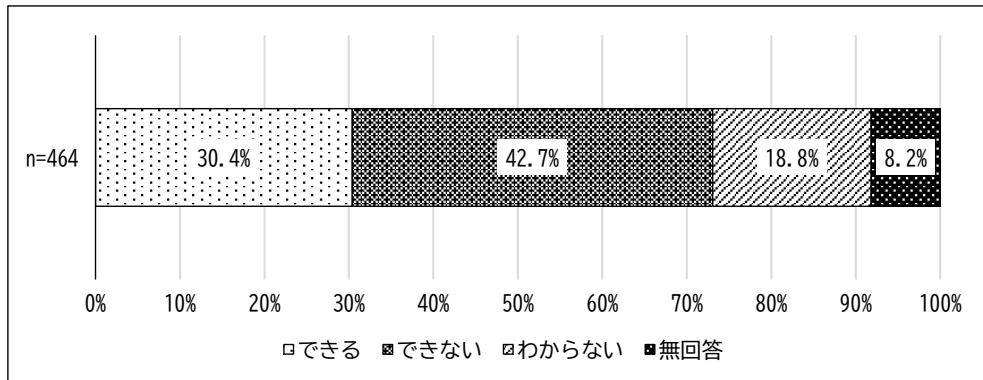
差別や疎外感を感じた時の相談先については「家族や親せき」が最も多く、次いで「友人・知人」が多くなっています。



(7) 災害時の避難等について

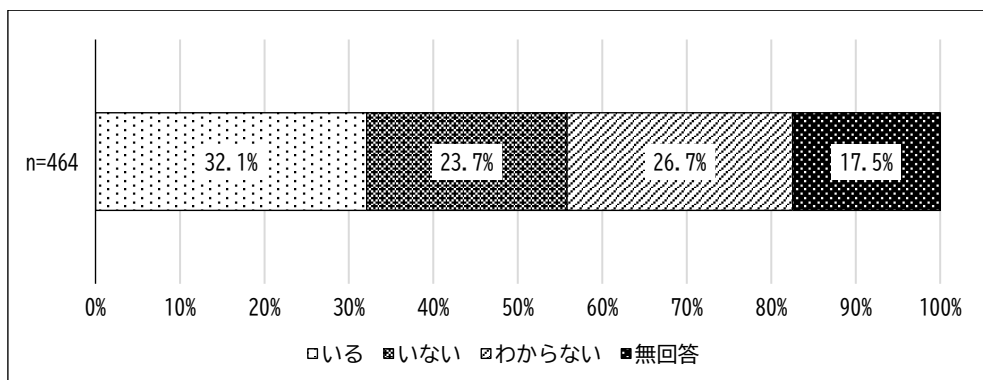
① 火事や地震等の災害時に一人で避難できるか (SA)

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについては「できない」42.7%が「できる」30.4%を12ポイント以上、上回っています。



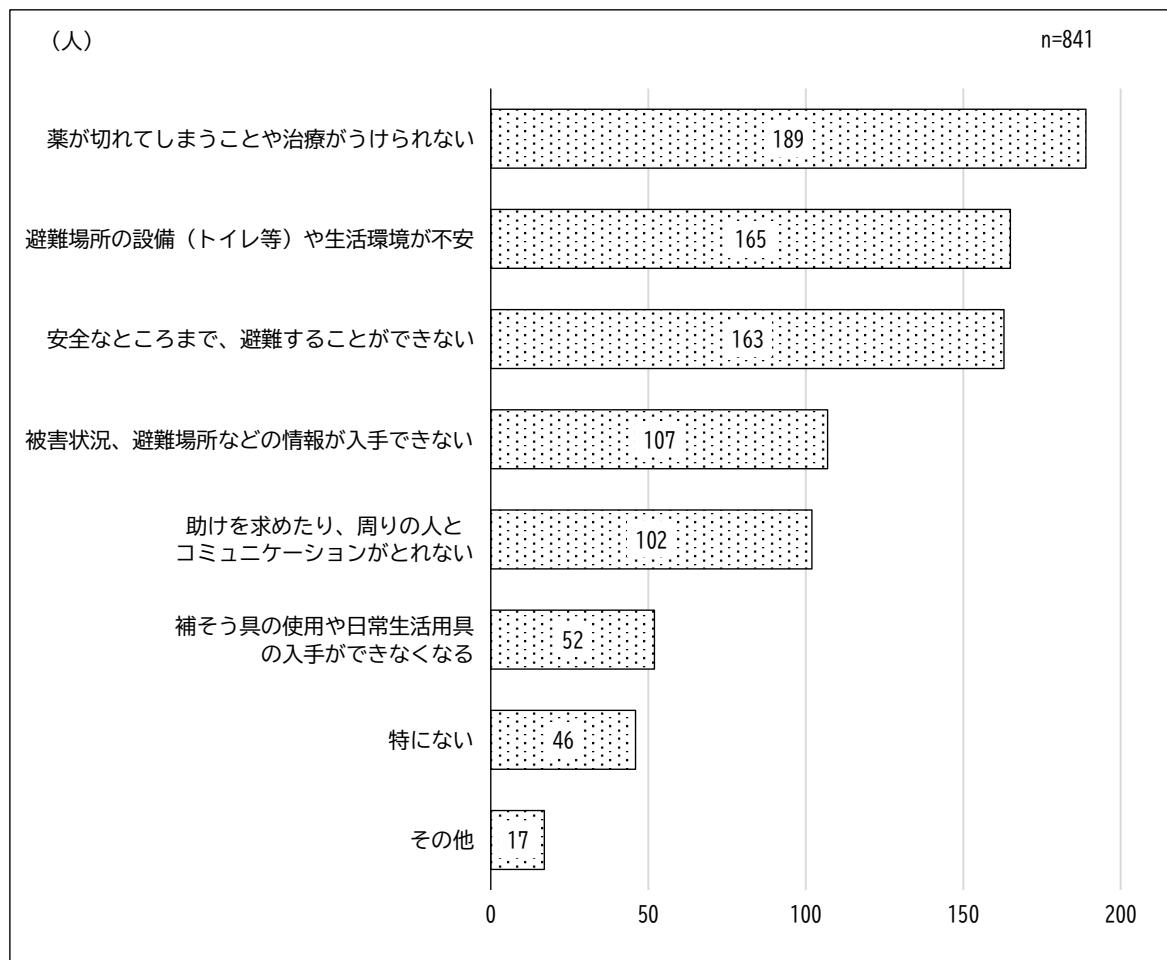
② 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいるか (SA)

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人がいるかについては「いる」が32.1%で「いない」の23.7%を8ポイント以上、上回っています。



③ 火事や地震等の災害が起きたとき、困ることは何か (MA)

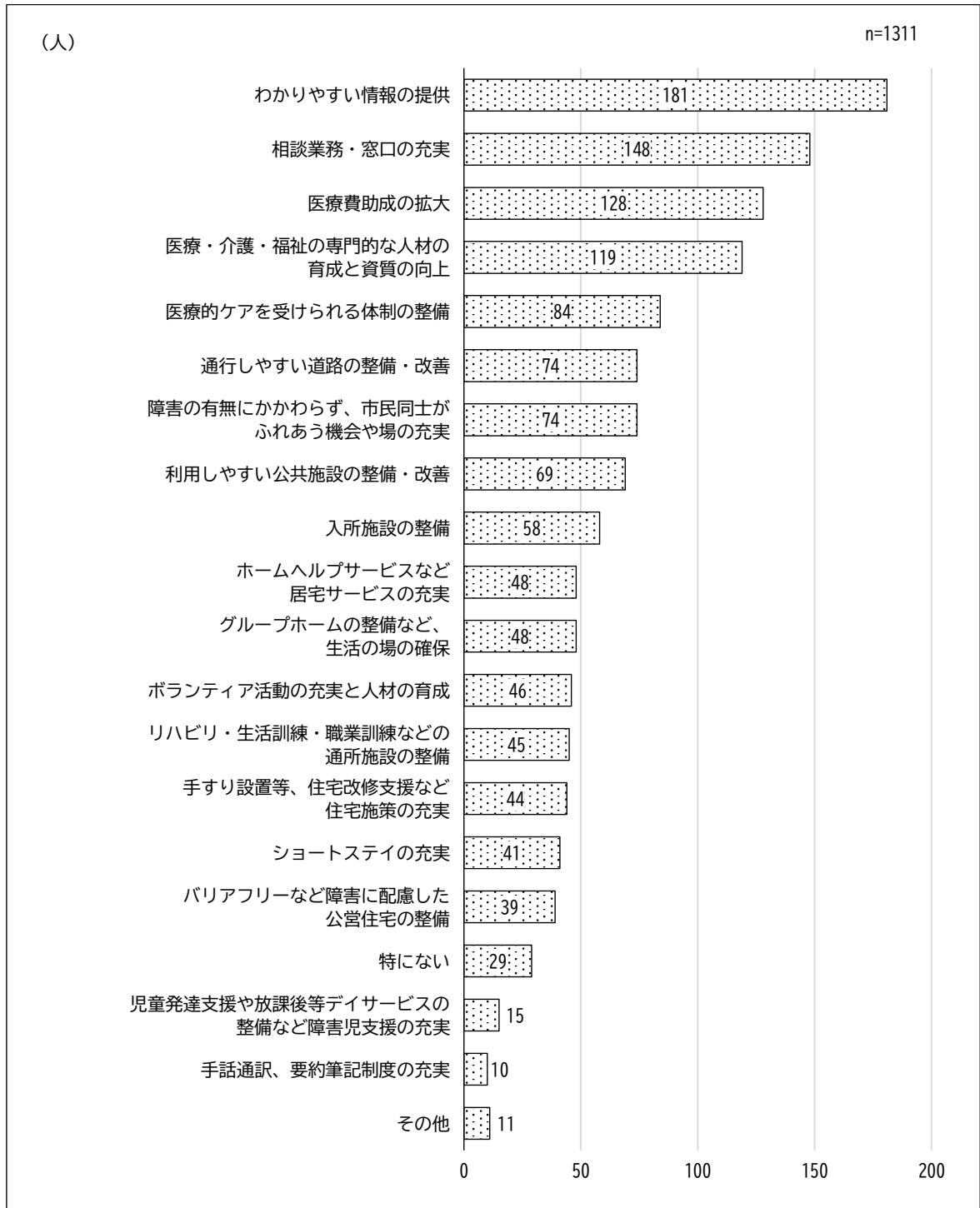
火事や地震等の災害時に困ることについては「薬が切れてしまうことや治療が受けられない」が最も多く、以下「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「安全なところまで、避難することができない」が多くなっています。



(8) 障害者のための今後の取組みについて

① 暮らしやすいまちづくりのために必要だと考えること (MA)

暮らしやすいまちづくりのために必要だと考えることについては「わかりやすい情報の提供」が最も多く、以下「相談業務・窓口の充実」、「医療費助成の拡大」が多くなっています。



第4章 アンケート結果（事業所）

1. アンケート調査の概要

（1）調査期間

令和2年8月21日から令和2年9月10日まで

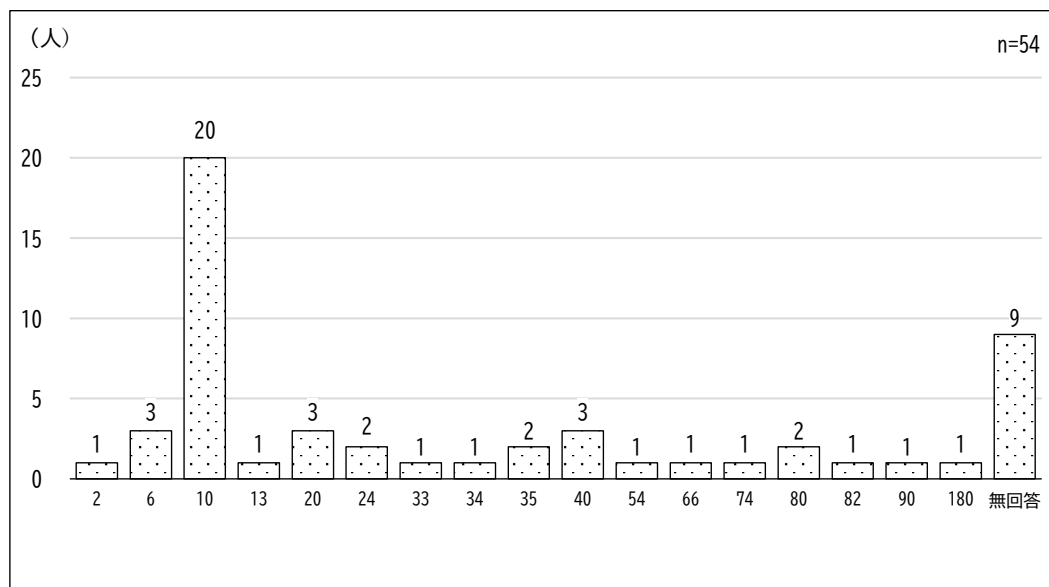
調査対象及び回収率

| 調査対象 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|--------------|-----|-----|-------|
| 市内の福祉サービス事業者 | 71 | 54 | 76.1% |

2. アンケート結果

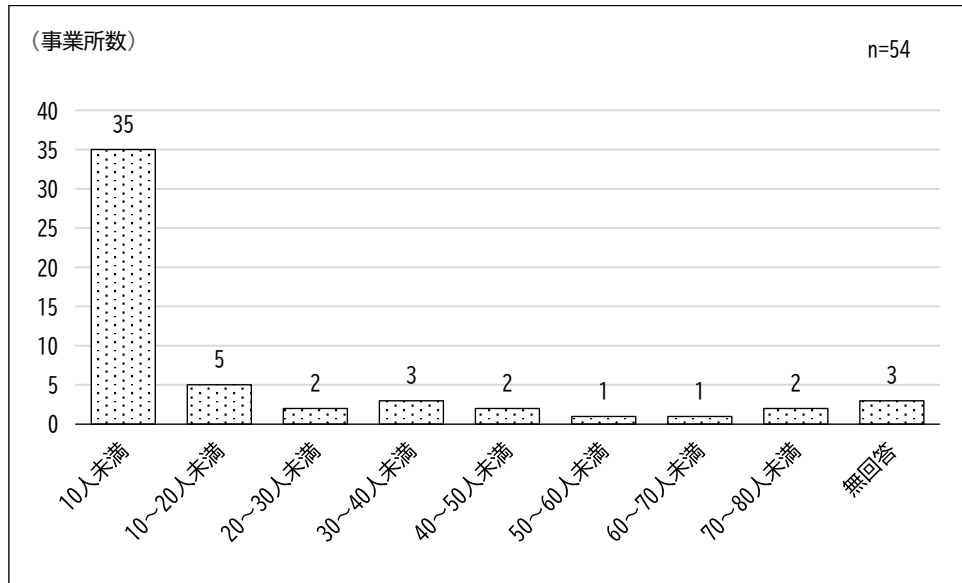
（1）定員（令和2年7月現在）（NA）

定員については「10人」が20事業所となっており、最も多くなっています。



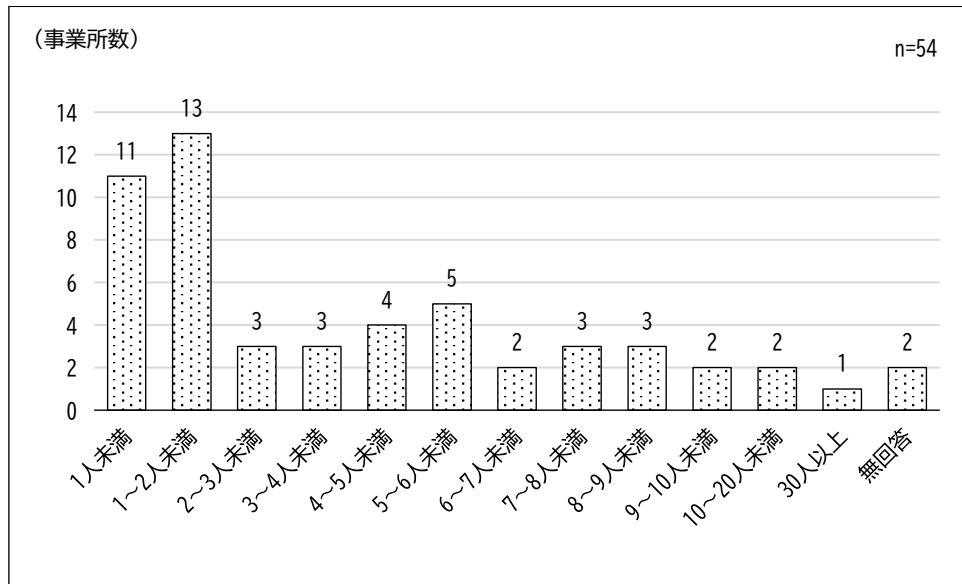
(2) 利用者数（1日あたり平均）（NA）

1日あたり平均の利用者数については「10人未満」が35事業所となっており、最も多くなっています。



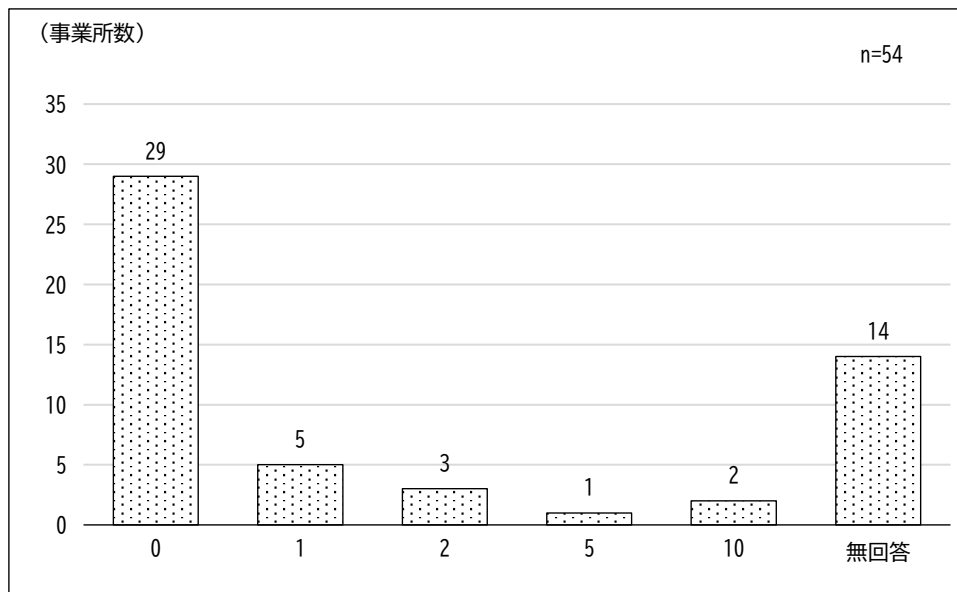
(3) 山梨市の利用者数（1日あたり平均）（NA）

1日あたり平均の山梨市の利用者数については「1~2人未満」が13事業所で最も多く、次いで「1人未満」が11事業所となっています。

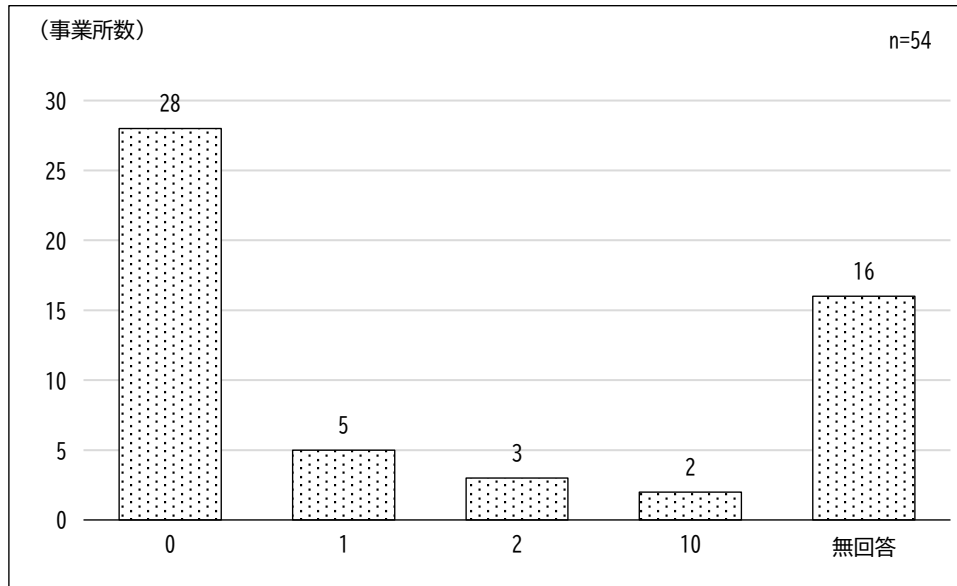


(4) 今後の増員予定 (NA)

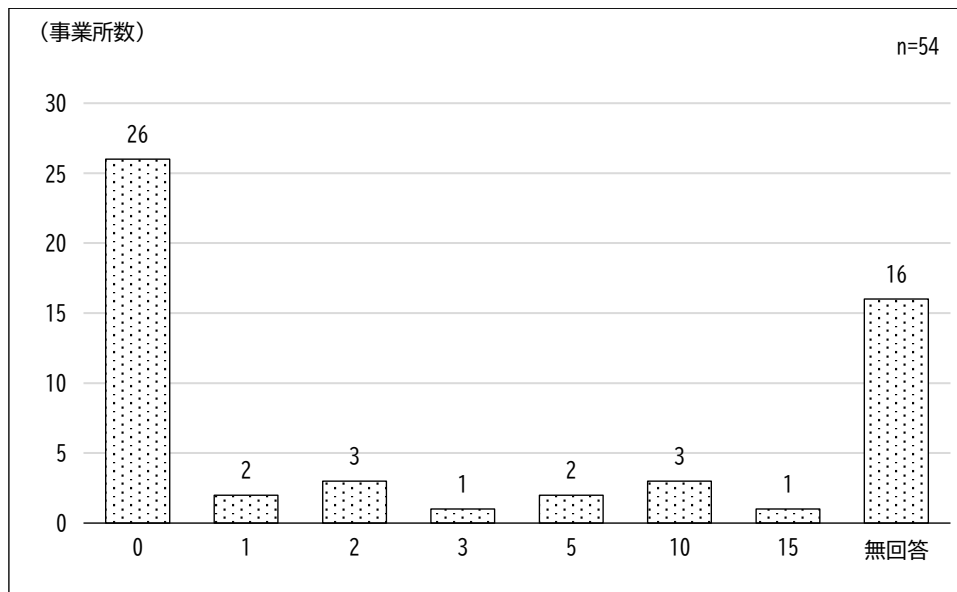
令和2年度：増員予定「0人」が29事業所と最も多くなっています。



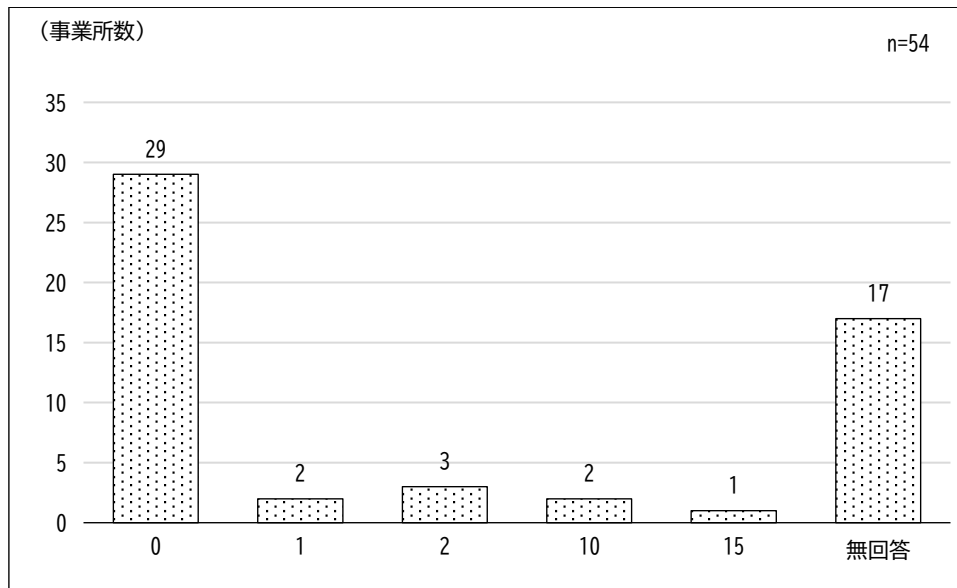
令和3年度：増員予定「0人」が28事業所と最も多くなっています。



令和4年度：増員予定「0人」が26事業所と最も多くなっています。

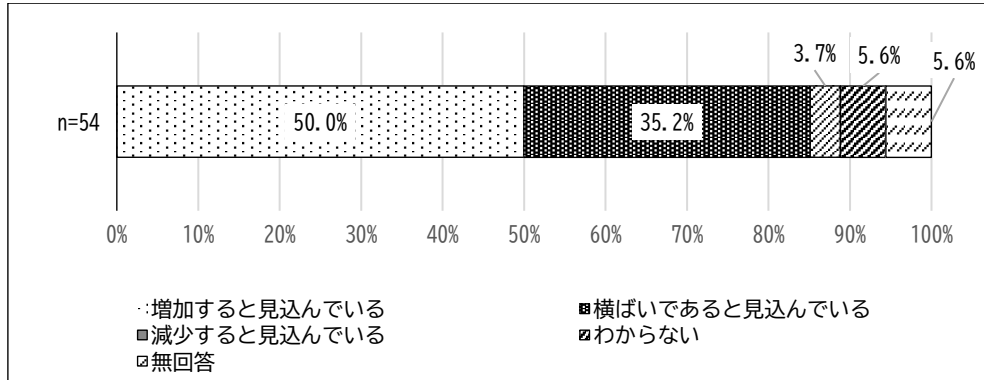


令和5年度：増員予定「0人」が29事業所と最も多くなっています。



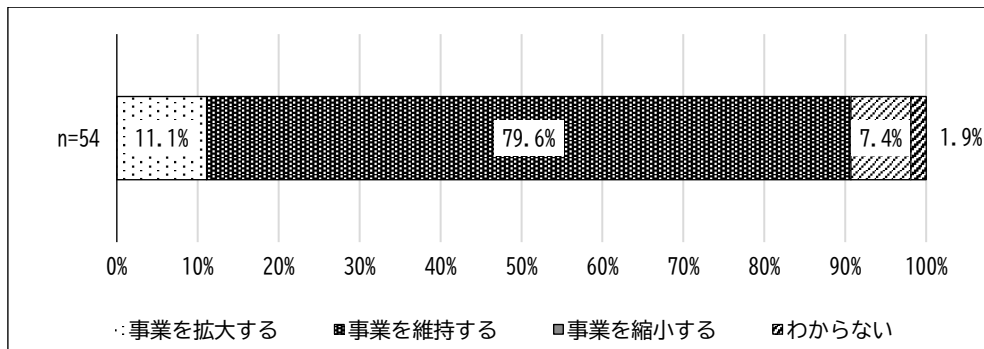
(5) サービス利用者の変化の見込み (SA)

サービス利用を希望する人数の変化の見込みについては「増加すると見込んでいる」が50.0%で最も多く、次いで「横ばいであると見込んでいる」が35.2%となっています。



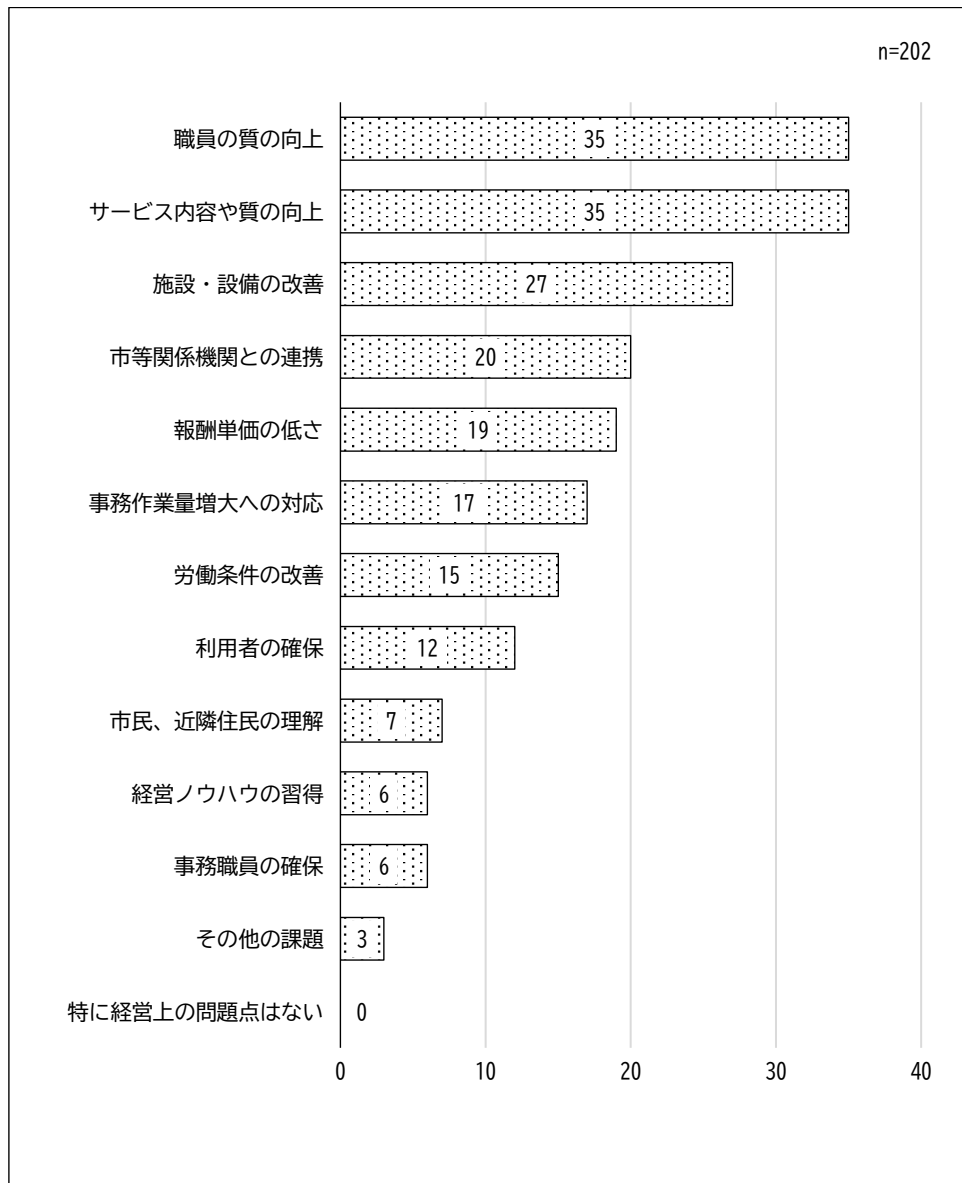
(6) 今後のサービス利用動向を受けての対応 (SA)

今後のサービス利用動向を受けての対応については「事業を維持する」が79.6%で最も多く、以下「事業を拡大する」11.1%、「事業を縮小する」7.4%と続いています。



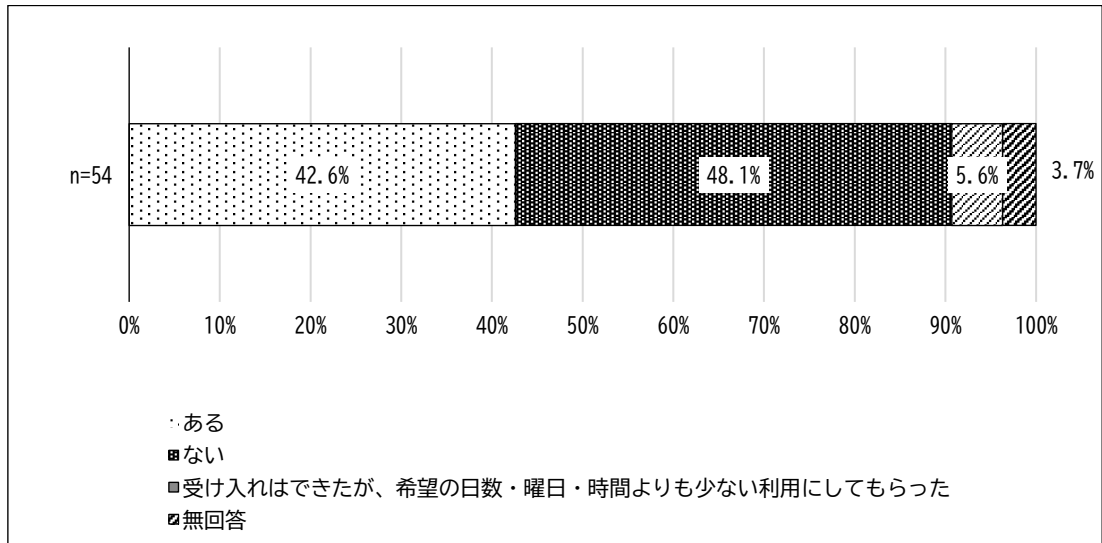
(7) 円滑な事業運営のために改善したい経営上の課題 (MA)

円滑な事業運営のために改善したい経営上の課題については「職員の質の向上」と「サービス内容や質の向上」が最も多く、次いで「施設・設備の改善」が続いています。



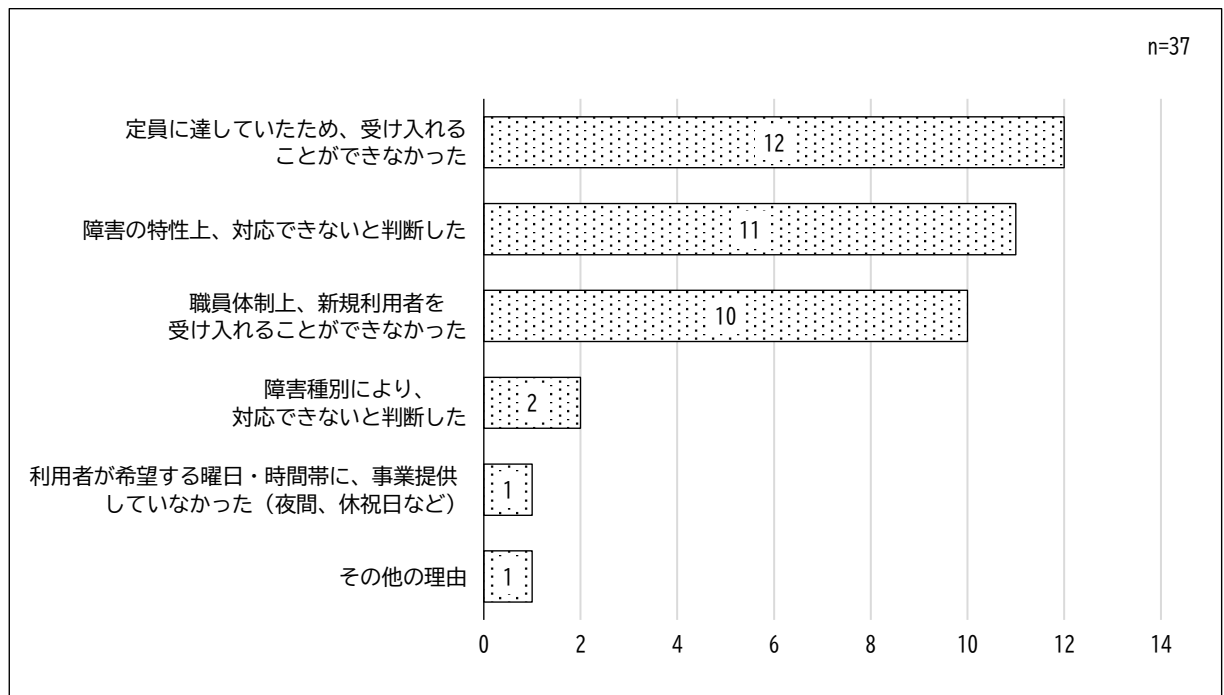
(8) 事業提供できなかったことがあるか（直近1年）（SA）

直近1年で利用者からの依頼に対して事業提供できなかったことがあるかについては「ある」が42.6%、「ない」が48.1%となっています。



(9) 事業提供できなかった理由（MA）

事業提供できなかった理由については「定員に達していたため、受け入れることができなかった」が最も多く、以下「障害の特性上、対応できないと判断した」、「職員体制上、新規利用者を受け入れることができなかった」と続いています。



第5章 障害者計画（第2期）の取組み状況

（1）取組みの達成状況

前期計画（平成28～令和2年度）の取組み状況をみると、「達成」が17.0%、「ほぼ達成」が59.0%となっており、76.0%の施策・事業が達成の状況となっています。

一方で「未達成」が24.0%となっており、全体の施策の約4分の1は未達成となっています。分野別では「教育、文化芸術活動・スポーツ活動等の充実」「安全・安心の確保」で未達成の割合が高くなっています。

| 取組み項目 | 達成 | ほぼ達成 | 未達成 | 総計 |
|-------------------------|----|------|-----|----|
| 第1 生活支援の充実 | | | | |
| 1. 相談支援・ケアマネジメント体制の充実 | | 3 | | 3 |
| 2. 障害福祉サービス等の充実 | 6 | 2 | 2 | 10 |
| 3. 障害児サービスの充実 | 2 | 1 | | 3 |
| 4. 手帳を持たない「障害」のある人への支援 | | 2 | | 2 |
| 5. サービスの質の向上等 | | 2 | | 2 |
| 第2 保健・医療サービスの充実 | | | | |
| 1. 乳幼児期の適切な保健・療育の支援 | 4 | 3 | 1 | 8 |
| 2. 障害の原因となる疾病等の予防・治療 | | 6 | | 6 |
| 3. 難病に関する施策の推進 | | 2 | | 2 |
| 4. 精神保健・医療施策の推進 | | 8 | 1 | 9 |
| 第3 教育、文化芸術活動・スポーツ活動等の充実 | | | | |
| 1. 就学前の保育・教育の充実 | | 1 | 2 | 3 |
| 2. 教育体制の充実・教育環境の整備 | 1 | | 4 | 5 |
| 3. 社会活動・地域活動の支援 | | 3 | 2 | 5 |
| 4. 交流の機会の充実 | | | 5 | 5 |
| 第4 雇用・就業、経済的自立の支援 | | | | |
| 1. 障害者雇用の推進 | | 3 | 2 | 5 |
| 2. 福祉的就労の底上げ | 3 | 1 | | 4 |
| 3. 各種手当等による経済的自立の支援 | 1 | 3 | | 4 |
| 第5 地域の生活環境の充実 | | | | |
| 1. 暮らしやすい住宅の確保 | | 1 | 2 | 3 |

| | | | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|-----|
| 2. 公共施設のバリアフリー化の推進 | 1 | 1 | | 2 |
| 3. 外出手段の確保 | 1 | 5 | | 6 |
| 4. 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進 | | 1 | | 1 |
| 第6 情報へのアクセス向上 | | | | |
| 1. わかりやすい情報提供 | | 4 | 1 | 5 |
| 2. 意思疎通支援の充実 | | 3 | | 3 |
| 第7 安全・安心の確保 | | | | |
| 1. 防災対策の推進 | | 3 | 2 | 5 |
| 2. 消費者トラブルの防止・防犯対策の推進 | | 1 | 1 | 2 |
| 3. 地域における支え合いの推進 | | 3 | 1 | 4 |
| 第8 差別の解消及び権利擁護の推進 | | | | |
| 1. 啓発活動の充実 | | 1 | 1 | 2 |
| 2. 福祉教育の充実 | | 1 | 1 | 2 |
| 3. 権利擁護の推進 | 1 | 5 | | 6 |
| 総 計 | 20 | 69 | 28 | 117 |
| | 17.0% | 59.0% | 24.0% | |

(2) 施策ごとに見た課題

第1 生活支援の充実

- ・ 障害者が自立した生活を営むためには福祉サービスの充実が不可欠ですが、日中活動の場、生活の場ともにサービス提供体制が不十分な状況が続いています。特に、放課後等デイサービス、グループホーム、短期入所、障害児者計画相談においてサービス提供事業所、人材ともに慢性的に不足しています。障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児者にも対応可能な体制の構築のため、峡東圏域地域生活支援拠点の整備を図り、機能を充実していくことが求められます。
- ・ 意思決定支援の推進を図り、入所施設や精神科病院からの地域移行をさらに促進する必要があります。そのために、グループホーム等の住まいの確保や、安心して一人暮らしができる支援体制の構築が必要です。

第2 保健・医療サービスの充実

- ・ 障害等を持つ子どもやその保護者に対するきめ細やかな支援が求められています。
- ・ 障害の発生や合併症を抑えるため、生活習慣病など障害の原因となり得る病気の予防や障害者の健康づくりへの総合的な取り組みが必要です。

第3 教育、文化芸術活動・スポーツ活動等の充実

- ・障害の有無に関わらず、児童生徒の状態に応じて適正な教育が受けられるよう、柔軟に対応できる学びの場が求められています。
- ・障害者が一緒に参加して楽しめる学習や交流の機会づくりが求められています。

第4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・工賃ややりがいを得て障害者が自立した生活が送れるよう、福祉的就労の底上げが必要です。
- ・就職しても長続きせず、仕事を辞めてしまうケースが少なからずあります。雇用機会の拡充に加えて、各種雇用促進制度の活用を推進し、職場への適応・定着のための支援を進めていくことが必要です。

第5 地域の生活環境の充実

- ・住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害特性や個々の状況に見合った住まいの確保が求められます。グループホーム等の整備の促進や市営住宅の整備・活用等の住まいの確保をすすめていくことが求められます。
- ・安心して外出することができるよう、日常生活に必要な公共交通手段や移動支援等の確保が必要です。同時に、さまざまな障害特性に配慮したまちづくりを総合的に推進する必要があります。

第6 情報アクセス向上

- ・さまざまな障害の特性に応じた意思疎通支援とわかりやすい情報提供体制が必要です。

第7 安全・安心の確保

- ・関係機関と連携し、障害者に配慮した防災の仕組みづくりが必要です。
- ・障害者にも確実に災害情報等が伝わる情報伝達の方法について検討する必要があります。

第8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・障害者差別解消法、障害者虐待防止法に基づき、啓発活動や福祉教育のさらなる充実を図りながら、差別や虐待などの権利侵害の防止と、早期発見と適切な対応ができるよう体制整備が必要です。
- ・成年後見制度の利用促進と、日常生活自立支援事業の充実を図り、判断能力が不十分な人の権利、財産を守るため、さらなる体制整備が必要です。

第 6 章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市では、平成 28 年度から令和 2 年度までを計画期間とする「障害者計画」を策定し、「人権を尊重し自立と参加を支え合う福祉のまちづくり」の基本理念のもとに、その着実な実行に努めてきました。この間、障害者を取り巻く環境は大きく変化し、障害者が利用できるサービスの増加やハード面でのバリアフリー化の推進など、障害者の社会参加を進めるうえで改善された部分がある反面、今なお障害者が日常生活や社会生活を送るうえでの社会的バリアも存在しています。

本計画においては、まず、障害者の自立と社会参加を促進していくために全ての市民が障害者福祉について関心や理解を深めるとともに、障害のある人が、それぞれのライフステージに応じ最もふさわしい支援を受けながら、社会を構成する一員として、自分らしく生きていけるようにするため、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、切れ目のない支援に取り組んでいきます。

その上で、障害のある人もない人も、全ての市民がお互いの個性と人格を尊重し、ともに支えあい、ともに協力しあい、自己選択と自己決定のもとに地域社会のあらゆる活動に参加し、責任を分かちあって生活できる共生社会の実現に向けた取り組みを行っていきます。

こうしたことから、今回の計画は、障害者基本法の理念に則して、障害の有無に関係なく人と人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、『だれもが個性と人格を認め合い、共に暮らすまちを目指して』を基本理念とします。

【基本理念】

「だれもが個性と人格を認め合い、
共に暮らすまちを目指して」



2. 施策展開の視点

(1) 障害者のニーズ（需要）に沿った施策展開

障害福祉サービスや基幹相談支援センターの機能強化、相談支援・情報提供体制の充実、教育・育成の充実を図るなど、必要な福祉サービスや教育などを身近な地域で日常的に利用することができるまちづくりを展開していきます。

身体障害、知的障害、精神障害などの障害種別や障害の特性だけでなく、障害者のライフスタイルや希望などに応じて、成年後見の視点から障害者本人が自己決定権を行使することで、その人にふさわしいサービスや支援を受けることにより、自己実現ができるように、ニーズに沿った施策を展開していきます。

(2) ライフステージに沿った分野横断的な施策展開

障害がある人の支援は、乳幼児期の早期療育、就学期の特別支援教育、成人期の就労支援など、保健、医療、福祉、生活環境、就労などの多様な担い手によって支えられています。

雇用・就労の促進やスポーツ・文化・生涯学習の支援、移動・外出支援など、障害者の自立と社会参加がしやすい環境づくりを支援していきます。

ライフステージ²に沿った適切なサービスが受けられるよう、切れ目のない横断的な施策展開を推進していきます。

(3) 地域で支える仕組みづくり

障害者の地域活動の参加を促進するため、まちの中のさまざまな障壁の除去を進めるとともに、感染症予防に配慮しながら、移動やコミュニケーションの支援を進めます。

また、行政、関係団体、ボランティア、地域住民等のネットワークの強化を図ることにより、障害者の自立生活を支援していくと共に、障害のある人もない人も、世代を超えて、ともに支え合いながら暮らしていける地域づくりを進めていきます。

※障害福祉の施策の実施における感染症対策について

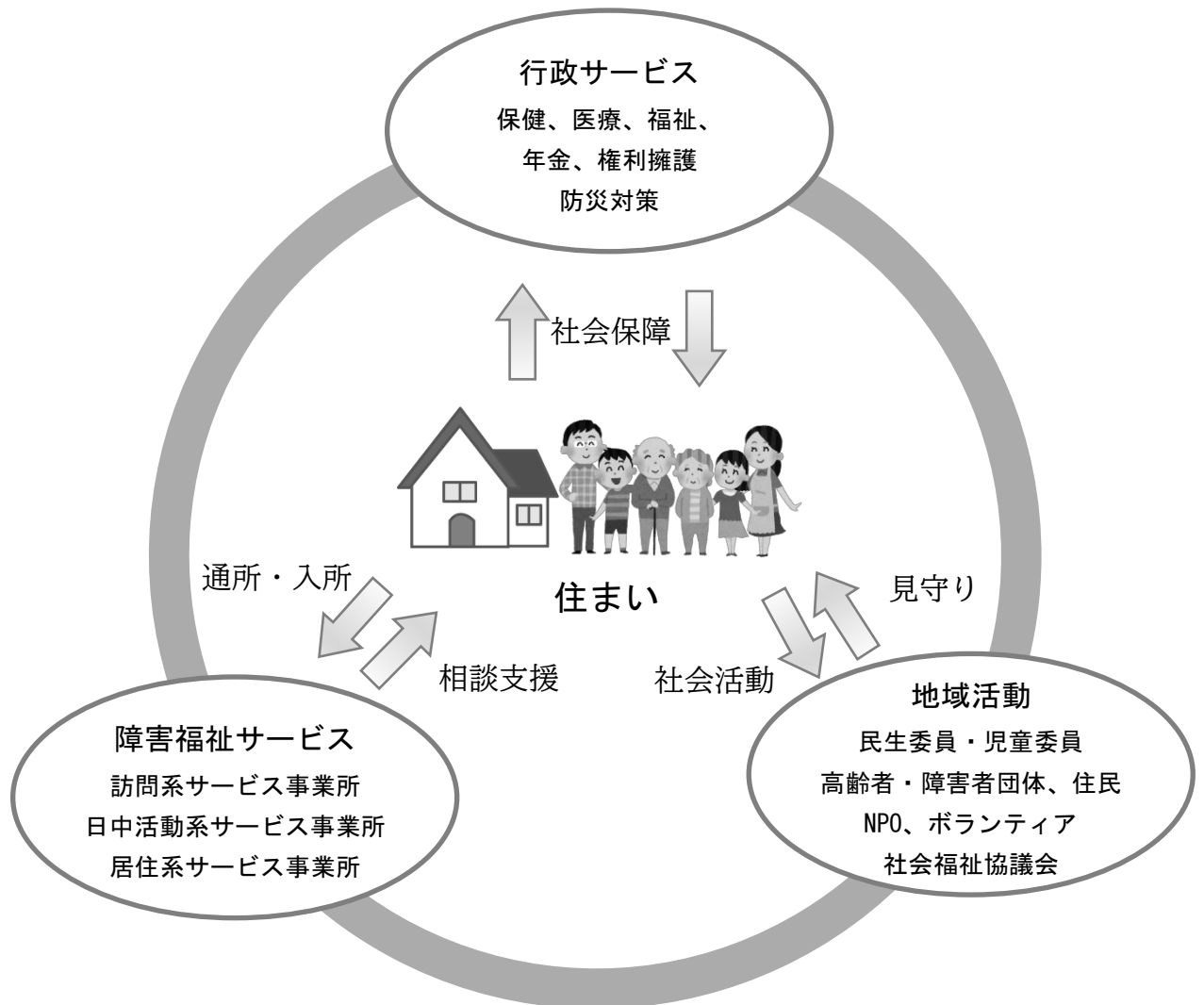
新型コロナウイルス感染症等の感染症予防を行いながら、障害福祉への取組み、施策の実施を行います。状況により工夫しながら、障害福祉サービスを推進していきます。

例) 障害者への対応⇒手指の消毒、マスクの着用

会議や打ち合わせ⇒広い会場への変更や人数制限、ウェブ会議システム等を活用して実施

² 人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

■つながりあう推進イメージと役割分担



3. 施策の体系

基本理念：だれもが個性と人格を認め合い、共に暮らすまちを目指して

施策展開の視点1：障害者のニーズ（需要）に沿った施策展開

施策展開の視点2：ライフステージに沿った分野横断的な施策展開

施策展開の視点3：地域で支える仕組みづくり

1. 自立した生活の支援

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
- (3) 障害福祉サービス等の充実
- (4) 障害児サービスの充実
- (5) 障害児・者支援の質の向上
- (6) 地域移行支援
- (7) 地域における支え合いの推進

2. 保健・医療サービスの充実

- (1) 母子保健事業推進による早期支援の充実
- (2) 障害の原因となる疾病等の予防・治療
- (3) 難病に関する施策の推進
- (4) 医療的ケア児・者への支援
- (5) 精神保健・医療施策の推進

3. 教育、文化芸術活動・スポーツ活動等の充実

- (1) 就学前の保育・教育の充実
- (2) 教育体制の充実・教育環境の整備
- (3) 社会活動・地域活動の支援
- (4) 交流の機会の充実

4. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 障害者雇用の推進
- (2) 福祉的就労の底上げ
- (3) 各種手当等による経済的自立の支援

5. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 暮らしやすい住宅の確保
- (2) 公共施設のバリアフリー化の推進
- (3) 外出手段の確保
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 分かりやすい情報提供
- (2) 意思疎通支援の充実

7. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 消費者トラブルの防止・防犯対策の推進

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

- (1) 啓発活動の充実
- (2) 福祉教育の充実
- (3) 権利擁護の推進

第7章 施策の展開

1. 自立した生活の支援

(1) 意思決定支援の推進

自ら意思決定をすることや、その意思を表明することが困難な障害児者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を図ります。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|-----------|---|
| 意思決定支援の推進 | <ul style="list-style-type: none">○知的障害者または精神障害者（発達障害者を含む）が、障害福祉サービスの利用等、意思決定の際に不利益を受けることがないよう、本人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な相談支援体制の整備に努めます。○相談支援部会を中心に意思決定支援のあり方について検証する体制を作ります。○意思決定支援チームの設置、意思決定支援ガイドラインの普及に努めます。 |

(2) 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

障害者の重度化・高齢化を踏まえ、地域生活を支えていくために整備した峡東圏域地域生活支援拠点について、その機能の充実を図ります。

障害福祉に関するさまざまな地域課題を解決する体制を構築するため、「障害者等自立支援協議会」の運営の活性化を図ります。

基幹相談支援センターの機能強化を図り、相談支援事業所を含めた重層的な相談支援体制を構築します。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|--------------------|---|
| 障害者等自立支援協議会の運営の活性化 | <ul style="list-style-type: none">○個々の相談支援業務を通して明らかになったさまざまな課題を、地域課題として抽出・整理し、障害者等自立支援協議会にて課題解決に向けた取組みができるよう体制を構築します。○地域課題に応じ、各種専門部会を設置し、協議と具体的な取組みを重ねていくことで課題解決をより一層進めます。○ピアサポーター³を含む当事者団体等との連携を強化し、自立支援協議会本会だけでなく部会ごとに当事者と協働した取組みを検討します。 |

³ 自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする人のこと。

| | |
|----------------------------|---|
| 障害者基幹相談支援センターの機能強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関と位置づけ、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、権利擁護・虐待防止、地域の相談支援体制の強化に取り組めます。 ○基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所（計画相談支援）による重層的な相談支援体制を構築します。 |
| 障害福祉制度と介護保険制度との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援専門員と介護支援専門員の連携強化のため、合同で研修会を開催するなど、課題を共有する機会をつくりまします。 |
| 生活相談支援センターとの連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○複合的な課題を抱える相談者が増加しており、より柔軟な対応をするために、生活相談支援センター（生活困窮者自立支援事業）との連携を強化します。 ○「地域共生社会」の実現に向けて、障害福祉分野だけにとどまらず、「我が事・丸ごと」の地域づくりを育む仕組みを構築します。 |
| ピアカウンセリング ⁴ の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○広域的にピアサポーターを募り、ピアサポーターが研修などで基本的なスキルを学び、専門職からのフォローアップを受けながら活動ができる体制を構築します。 ○障害者が自らの体験に基づいて、同じ不安や問題を抱える人の相談に応じ、問題の解決を図るピアカウンセリングの取組みを周知し、その活動が促進されるよう支援します。 ○相談支援事業所と連携し、ピアカウンセリングを個別相談支援業務に取り入れることができる体制を構築します。 |
| 相談支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業所（計画相談支援）の不足を解消するため、新規設置事業所に対し、相談支援部会を中心に、円滑な運営方法や相談支援専門員のスキルアップについて助言等の支援をします。 |

⁴ 精神疾患を持つ者同士が情報を共有したり、お互いを精神的に支え合うことで自立を目指すカウンセリングのこと。

(3) 障害福祉サービス等の充実

障害者が地域で自立した生活を営むためには、障害の特性や程度に応じ、必要な支援を必要な時に受けられるよう福祉サービスの充実が求められていますが、サービス提供事業所数や専門的な人材の不足が慢性化しており、深刻な状況となっています。

親元から独立して生活するために、一人暮らしやグループホームでの生活の体験の機会を提供し、緊急時の受入対応体制が確保され、人材の確保・養成・連携等を通じた支援者の専門性を維持・深化させるために、既存の障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等が必要な機能を分担して、地域生活支援の機能を強化する体制を構築していきます。平成30年度に整備した「峡東三市地域生活支援拠点」を中心として、笛吹市、甲州市と連携を図りながら機能強化を図ります。

① 日中活動の場の充実

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|-----------|--|
| 日中活動支援の充実 | ○地域活動支援センターの機能強化を行い、個別ニーズを反映させながら、障害者だけでなく高齢者や児童など、地域に暮らすさまざまな人が集うことができる多機能拠点として役割を充実させます。 |
| 日中活動の場の充実 | ○共生型サービスの創設への支援を行い、医療的ケア児・者や重度訪問介護対象者にも対応可能な日中活動の場を確保します。 ○不足するサービス提供体制を補うため、需要と供給のバランスを注視しながら、新規設置・拡充を検討している事業者に対して、活用可能な物件の選定等を支援します。 |

② 生活の場の確保

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|---------------|--|
| グループホームの設置・拡充 | ○峡東圏域地域生活支援拠点整備の一環として、施設入所者や精神科病院に長期入院している人の地域移行の促進を図る際の受け皿とするため、グループホームの設置や拡充などを積極的に支援します。 ○障害者の重度化・高齢化にも対応するため、「日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)」の設置を支援します。 |
| 体験的宿泊の場の確保 | ○峡東圏域地域生活支援拠点整備の一環として、グループホームや一人暮らしの生活が体験できるよう、居室を確保し、体験的宿泊の体制整備を図ります。このために、既存のサービス提供事業所への協力を要請するとともに、多様化する一人暮らしのあり方に対応するための協議を行います。 |

(4) 障害児サービスの充実

近年、障害や疾病を早期発見し、早期介入する支援体制が構築されてきましたが、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児計画相談を提供する事業所が慢性的に不足しています。障害児や家族にとって、放課後や休日、長期休暇中に安心して過ごすことのできる居場所の確保が求められます。

児童福祉法に基づき、障害児支援の充実を図り、障害のある児童及びその家族に対して必要な支援を受けられるようにします。また、その年齢や発達段階に応じて、児童発達支援⁵や放課後等デイサービス⁶の支援を提供し、子どもの発達支援・家族支援・地域支援を事業所とともにを行います。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|-----------|---|
| 日中活動の場の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○放課後学童クラブの指導員を対象に、障害児への支援方法に関する研修等を開催し、専門性の向上を図ります。 ○地域活動支援センターの機能強化を行い、個別ニーズを反映させながら、障害者だけでなく高齢者や児童など、地域に暮らすさまざまな人が集うことができる多機能拠点として役割を担えるよう体制の整備を行います。 ○不足するサービス提供体制を補うため、需要と供給のバランスを注視しながら、新規設置・拡充を検討している事業者に対して、活用可能な物件の選定等を支援します。 |
| 家族支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ライフステージに応じた保護者の不安や負担感を軽減するため、保健・医療・福祉・療育・教育・就労などの関係機関が連携しながら、発達に対する相談支援の充実を図ります。 ○介護をしている保護者のレスパイトを目的に、放課後や長期休暇などに、放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援事業などのサービスを柔軟な利用ができるよう整備を行います。 ○家族ぐるみで参加できるイベントの開催など、障害児の兄弟姉妹に対する支援の充実を図ります。 |

⁵ 障害のある児童（未就学児）が、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターに通い、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を提供する事業のこと。

⁶ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する事業のこと。

(5) 障害児・者支援の質の向上

障害福祉サービスまたは相談支援が円滑に実施されるよう、サービス提供者だけでなく障害福祉に携わるさまざまな関係者を対象に、必要な指導・支援を行い、質の高いサービスを確保するよう努めます。また、サービスの質の評価を行い、利用者が質の高いサービスを選択できるよう支援します。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|-------------------|---|
| 人材育成事業の実施 | ○関係機関や事業所の職員を対象に、専門的な知識の向上を図る勉強会や研修会などの機会を提供します。 ○基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置し、相談支援部会を中心に、専門職へのスーパービジョン ⁷ やコンサルテーション ⁸ が実施できる体制を構築します。 |
| 民間事業所のサービス提供体制の向上 | ○民間事業所のサービスの質の向上のため、事業所に対し第三者評価制度の利用を勧奨します。また、事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスの提供を行うため、サービス種別毎に事業所連絡会などの開催ができるよう支援します。 |

⁷ 熟練した専門職であるスーパーバイザー（指導者）が、経験の浅い同じ専門職に対し、援助者としての業務遂行能力を向上させるための育成方法のこと。

⁸ 他機関の専門職（コンサルタント）が、異なる専門職（コンサルティ）に対し、抱えている問題に即した知識・技術・情報の伝達を行い、業務遂行過程で効率的に解決できるよう援助する方法のこと。

(6) 地域移行支援

平成 30 年に、地域移行(医療機関からの退院、入所施設からの退所等)を促進するために、障害者等自立支援協議会の専門部会として地域移行支援部会を新設しましたが、退院・退所者数は伸び悩んでいます。このため精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進にも取り組めます。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|----------------------------|--|
| 地域移行支援・定着支援 (医療機関からの退院) | <ul style="list-style-type: none"> ○主に精神科病院から退院し、地域生活へ移行するための全般的な支援をします。また、退院した後も地域で安心して生活が続けられるよう継続的に支援します。 ○高齢者や生活困窮者などを含めた住宅確保要配慮者に対する支援策を、自立支援協議会で協議します。 ○地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助などの障害福祉サービスの利用を促進します。 |
| 地域移行支援・定着支援 (入所施設からの退院) | <ul style="list-style-type: none"> ○入所施設から退所し、地域生活へ移行するための支援を行います。また、入所施設から退所した後も地域で安心して生活が続けられるよう支援します。 ○地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助などの障害福祉サービスの利用を促進します。 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い、教育などが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。 |

(7) 地域における支え合いの推進

障害者が地域で安心して暮らせる社会を築くため、日頃から障害者を支えている地域福祉活動への住民の参加促進を図ります。また地域の福祉活動拠点としての役割を持つ山梨市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の活性化を目指します。

① 地域福祉活動の支援

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|-------------|---|
| 地域福祉計画の連携 | ○「山梨市地域福祉計画」の中で、共生社会の実現が盛り込まれます。地域福祉計画を踏まえた上で障害者計画の施策の見直しを行います。 |
| 地域福祉活動計画の推進 | ○「山梨市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に基づいた施策の推進と連携を図ります。 ○市民参画の機運の醸成を図り、ボランティア団体の育成を支援します。 |

② ボランティア活動の推進

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|-------------------------|---|
| ボランティア活動の普及 | ○身近な場所で誰でも気軽にボランティア活動に取り組めるよう、情報の提供の充実を図るとともに、活動への助言、活動基盤づくりなどを支援します。 ○既存のボランティアグループの支援だけでなく、新規グループの設立を支援していきます。 ○ボランティア活動を希望する人やボランティアによる支援を望む人、それぞれのニーズに寄り添ったマッチングが行えるよう、ボランティアコーディネート強化を進めていきます。 ○若年層(主に高校生・大学生等)がボランティア活動に積極的に参加してもらえるよう、情報交換を行いながら普及を進めていきます。 |
| ボランティア活動に関する登録・斡旋及び養成研修 | ○ボランティアの需要と供給に関する調査を行い、活動が活性化しない原因や地域において必要とされる活動の把握を進めます。 ○ボランティア活動に関する登録の増加を目指し、活動の周知を行いながら、現在地域が求めるニーズに合ったボランティアの養成研修等に取り組めます。 |
| 精神保健福祉ボランティア活動の推進 | ○精神保健福祉ボランティアグループが活発に活動出来るよう、さまざまなボランティアグループとの情報交換や、共に活動を実施するなどの交流機会の支援を行います。 |

2. 保健・医療サービスの充実

(1) 母子保健事業推進による早期支援の充実

妊婦健診、乳幼児健診や保健指導の実施により、疾病、障害等の早期発見、治療、早期支援を図っています。特に発達において支援が必要な子どもは、可能な限り早期から、個別相談や療育などを実施し、環境調整により周囲の理解を得ながら、子どもの能力に応じた成長を促す働きかけを行うことが、今後さらに必要となっています。

障害等により支援が必要な子どもと保護者に対する、きめ細やかな対応が早期から行えるよう、総合的な母子保健事業を推進します。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|------------------|--|
| 健康診査の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦の健康診査の公費助成を実施し、健診結果に応じた個別対応を行うことで、心身ともに安全・安心な周産期を過ごすことができるよう支援します。 ○乳幼児健診を適切な時期に実施することで、疾病等の早期発見・早期治療を図ります。また、健診の機会を活用して個別相談を行い、子どもや保護者の心身の状況に合わせた支援につなげます。 |
| 早期療育支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○庁内関係課、医療福祉関係施設、保育園等や学校、放課後学童クラブをはじめとする関係機関、地域のボランティア団体等との連携を強化し、子どもとその保護者へのさまざまな支援を整備し、療育支援体制の充実を図ります。 ○障害者等自立支援協議会の児童部会を継続し、乳幼児期からの療育支援等の課題に対応した取組みの検討を進めます。 ○乳幼児健診等で、専門的な視点での相談が必要となる子どもと保護者を対象に、「すこやか発達相談」を実施し、適切な療育支援につなげます。 ○「子どもの発達包括支援事業」を継続実施し、発育に支援が必要な子どもと保護者に対し、家庭・保育園・学校等の連携を強化し切れ目のない支援を行います。 |
| 交流の場の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害を持つ子どもや発達が気になる子どもとその家族を対象に、集団教室等を通じて意見交換や交流ができる機会を設けます。 ○障害の有無にかかわらず、子どもや保護者が交流し、障害について理解する場が増加するよう、関係機関と連携し検討を進めます。 |
| 子ども家庭総合支援拠点の機能強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害児への虐待の防止や早期発見に努め、子育てに対する保護者の不安解消が図れるよう、関係機関との連携を強化します。 |

(2) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

生活習慣病は予防や早期発見、早期治療、合併症予防が大変重要であることから、総合的な生活習慣病予防対策を推進する必要があります。特に、早期発見のために、特定健康診査やがん検診の受診率の向上と保健指導の充実を図る必要があります。

障害の原因となる病気の予防や障害を早期発見・早期治療、また合併症予防につなげることで、障害者自身の健康づくりを支援することなど、さまざまな障害や病気の特性、状況に対応し、きめ細やかな支援を行います。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|---------------|--|
| 心と身体の健康づくりの推進 | ○健康増進計画に基づき、市民ニーズに対応した計画的・効率的な保健施策を、市民と行政の協働により展開します。 |
| 各種健康診査の推進 | ○生活習慣病やメタボリックシンドロームなどの予防のため、各種健康診査の充実を図ります。 |
| 健康相談・健康教室の充実 | ○健康相談や健康教室、健康教育などを実施し、市民の自主的な健康づくりを支援します。 |
| 障害者の健康保持の支援 | ○障害者の疾病の早期発見や二次障害の予防などのため、各種健康診査の受診やその後の適切な指導、助言、治療が受けられるような支援体制の充実を図ります。 ○併せて障害福祉サービス事業所等と連携し、入所者や通所者の生活習慣病対策の検討を行います。 |

(3) 難病に関する施策の推進

原因が不明で治療方法が確立されず後遺症を残す恐れが少ない難病は、経過が慢性、長期にわたるため、患者や家族は医療、介護、生活面さらには精神的にさまざまな悩みを抱えて生活しています。県や関係機関等との連携のもと、療養生活をはじめとした、さまざまな生活上の相談に応じるとともに、障害福祉サービス等の提供や難病患者への情報発信など支援体制の充実を図ります。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|------------------|---|
| 難病等のある人への支援施策の推進 | ○難病患者、小児慢性特定疾患児とその家族が安心して生活できるよう、保健所等関係機関との連携を図り、安定した療養生活の確保とその家族も含めた支援を行います。 ○難病患者等日常生活用具給付、難病患者等居宅生活支援及び小児慢性特定疾患児日常生活用具給付などを実施し、在宅支援体制の整備を促進します。 |

(4) 医療的ケア児・者への支援

痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に要する子ども・成人(医療的ケア児・者)は、全国的に増加傾向にあります。専門的人材やサービス提供事業所等の慢性的な不足など、環境整備が不十分であるため、必要な時に適切な支援が受けられないのが現状です。身近な地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児・者に対する支援が適切に行える人材を養成し、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の支援体制の充実を図ります。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|---------|---|
| 人材育成 | ○障害児通所支援事業所、保育園、放課後児童クラブ及び学校等において、医療的ケア児等への支援に従事できる人材を養成するための研修の受講を促進します。 ○医療的ケア児等の支援を総合的に調整するコーディネーターを市役所内に配置します。 |
| 協議の場の設置 | ○医療的ケア児・者への支援に関するさまざまな地域課題を解決するため、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関で構成される「峡東圏域医療的ケア児支援会議」を設置し、広域的に取組みをすすめます。 |



(5) 精神保健・医療施策の推進

障害者にとって、医療は健康維持や障害の軽減に密接に関係し、地域で安心して暮らしていく上で大きな意義を持っています。障害者が身近な地域において、より適切な医療を受けられるように、専門機関との連携のもとに、ニーズにあった保健・医療体制の充実に努めていくことが求められています。特に精神障害者の支援を地域において行い、早期退院及び地域移行を推進し、地域で生活できることを目的とした社会資源の整備が課題です。

障害の特性に合った適切な医療提供ができるよう、専門機関と連携し地域医療・医学的リハビリテーション体制の充実に目指します。特に入院中の精神障害のある方の退院、地域移行を推進するため、地域で暮らせる環境の整備に取り組めます。また、医療にかかる経済的負担の軽減を図り制度や福祉サービスの適正な利用を進めます。

① 地域医療・リハビリテーション体制の充実

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|-------------------------|--|
| 在宅支援体制の整備 | ○保健・医療・福祉の関係機関と連携を図りながら、在宅支援の充実に努めます。 |
| 医療・リハビリテーションに関する相談支援の充実 | ○医療・リハビリテーションに関する相談に対応し、障害者が適切な医療やリハビリテーションを受けられることができるよう、医療機関などと連携し支援します。 |
| 保健医療情報ネットワークの構築 | ○県や保健医療機関との情報連携を図るため、保健医療情報ネットワークの構築を促進します。 ○広域的な会議に参画し、課題を共有して解決策を検討します。 |

② 医療給付等の充実

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|--------------|---|
| 重度心身障害者医療費助成 | ○重度心身障害者が診療を受けた場合の医療費の一部自己負担の助成を行います。 |
| 自立支援医療の給付 | ○障害者自立支援法に基づく「自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付」の周知及び医療機関及び薬局と連携を図り、適切な給付を行います。 |

③ 心の健康づくりの推進

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|------------|--|
| 心の健康づくりの推進 | ○ストレスやうつ病などの心の病について、正しい知識の普及と相談先の周知など、心の健康づくりに関する啓発活動を展開します。 ○市民、福祉関係者、市役所職員が心の健康に対する理解を深め、心の健康づくりの身近な支援者となるよう、研修会を実施します。 ○「こころの健康相談」を継続し、公認心理師や精神保健福祉士等の専門職による個別相談を受ける機会を充実します。 |

3. 教育、文化芸術活動・スポーツ活動等の充実

(1) 就学前の保育・教育の充実

近年、子どもの障害の有無にかかわらず、ともに育ち・学ぶという理念が浸透し、保護者のライフスタイルの変化(核家族化や共働きなど)の影響で、保育園・幼稚園に通う障害児が増加しています。

市では乳幼児一人ひとりの状況に応じて保健・医療・福祉・教育等連携のもと早期からの教育相談、就学相談などを図っています。しかし、障害の程度、特徴、成長、発達、家庭環境、価値観等が多様になり、対応の難しさが課題です。

保健・福祉・教育等の庁内関係課をはじめ、関係機関との連携を強化し、保育園や幼稚園等職員の資質向上を図ります。さらに、相談体制を整備し、保護者への情報提供及び継続的な支援に努めます。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|--------------------|---|
| 障害児保育などの推進 | ○障害のある乳幼児を受け入れる保育園・幼稚園等は、障害等に応じた保育及び環境の整備・充実に努めます。 ○保育士の増員、障害児保育の理解及び対応を図ります。併せて対応方法についてスキルアップを図ります。 |
| 就学前療育・教育相談の充実 | ○乳幼児一人ひとりの状況に応じて、適切かつ総合的な療育の提供及び家庭への支援に向けて、関係機関との連携強化を図ります。 |
| 障害児療育の推進 | ○児童発達支援センターにおいては、保育園・幼稚園等と密接な連携を図り、適切な療育の場や、基本動作訓練及び集団生活への適応訓練の場の確保に努めます。 |
| 発達障害支援事業 庁内検討会議 | ○市役所関係課の横の連携を強化し、発達障害、または発達に特性を持つ子どもに対し、一貫した支援体制の整備を行います。 |
| 子どもの発達包括支援事業 | ○発達障害を持つ子ども、または発達に特性を持つ子どもに対し関係機関が連携して、家庭や集団の中で、その子の個性を生かしながら成長していけるよう相談や集団療育等の支援を実施します。 |



(2) 教育体制の充実・教育環境の整備

教育分野においては、関係機関の協力を得ながら連携を深めるなどの体制整備を図ってきました。今後も個人情報の取り扱いに留意しながら、障害特性に配慮した指導や支援ができるよう、個別の教育支援計画等の策定・活用を図り、就労等までの支援の充実を図ることが必要です。

障害の有無によって分け隔てられることがなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、児童生徒一人ひとりの発達段階、程度、障害の状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できる教育、さらに教育方法の工夫や改善を進め「多様な学びの場」の充実を図るなどインクルーシブ教育システム⁹の整備が必要です。

障害のある児童生徒が障害のない児童生徒とともに授業等に参加する機会を得ることができるよう、トイレ、スロープなどの学校施設のバリアフリー化の促進や、障害者に対する正しい理解を深めるよう、ソフト面も含め学校教育における障害者理解の促進を行います。また、小学校から中学校、中学校から高等学校、高等学校から進学・就職など、ライフステージの変化に対応した切れ目のない支援を行います。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|-------------|---|
| 個別支援計画などの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ○支援が必要な児童、生徒に対して、その子に合った「個別支援計画」を作成し、教育現場だけでなく、関係機関との連携のもと、教育分野における切れ目のない支援を行います。 ○「個別の指導計画」等支援について、教育現場だけでなく、関係機関と連携を図り、子どもの生活が充実したものとなるよう計画内容を検討します。 |
| 進路指導の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○進路指導について、本人及び保護者の意思に基づいた選択が可能となるよう、関係機関と連携し進路指導の充実に努めます。 |
| 特別支援教育体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、県内の特別支援学校と連携し、適切な支援を行います。 |
| 特別支援教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の特別支援教育に対する理解の促進、専門知識の向上を図りながら、特別支援教育の充実を図ります。 ○支援学校に配置されている専門職員派遣制度の活用を推進します。 |
| 学習環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材を充実させ障害者への合理的配慮に努めます。 ○学習機材等については、学校現場と協力しながら、整備の実施方法について協議を進めます。 |

⁹ 誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合う中で、障害のある者となない者がともに学ぶ仕組みのこと。

(3) 社会活動・地域活動の支援

障害者が社会のさまざまな分野に参加していくためには、情報提供の充実、交流の機会の増加が必要です。しかしながら、障害の有無に関わらず、一緒に参加し楽しめる機会はまだ不十分であり、また、障害者が安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の整備も課題です。

文化芸術活動や学習活動等の情報提供については、ニーズに合わせて工夫や配慮を行い、また地域における多様な学習機会に障害者が参加できるよう施設・設備などの改善に努めます。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|--------------|---|
| 生涯学習の推進 | ○障害者が地域社会に積極的に参加できるような生涯学習を推進します。 |
| 地域学習交流の促進 | ○障害者との学習交流の機会を増やし、積極的な社会参加を促進します。 |
| 障害者団体の活動の活性化 | ○障害者やその家族で構成する各種団体との連携を強化し、障害者団体の自主活動を支援します。また、障害者が積極的に参加できる地域交流を促進します。 |
| 障害者施設との交流 | ○地域の人たちが施設の行事に参加し、施設入所者などが地域の行事に参加するなど、相互交流を促進します。また、障害者が安全かつ有効に活用できる施設整備に努めます。 |
| 生涯学習施設の整備促進 | ○障害者が安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の整備に努めます。 |



(4) 交流の機会の充実

外出する目的を尋ねたアンケート調査では、「趣味やスポーツをする」「グループ活動に参加する」と回答した人は、それぞれ約4%と少ない結果となっています。

障害者スポーツは生涯スポーツとしても広く認知され、さらに、東京 2020 パラリンピックにより高まる関心を大会後の障害者スポーツの普及啓発につなげるよう、市内の障害者スポーツ普及団体等と連携し、障害者スポーツを広め、障害者がスポーツに気軽に参加でき、スポーツ活動を継続できる環境を整えます。また文化芸術活動においても、ともに参加し楽しむことができる機会の創出に努めます。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|---------------|--|
| 文化・スポーツへの参加促進 | ○関係団体と連携し、障害者の積極的な創作活動や文化活動・スポーツ・レクリエーション活動への情報提供を行うとともに、参加を促進します。 |
| スポーツ指導員の育成 | ○障害者がさまざまなスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツ指導員の確保・育成を図ります。 |
| イベントの周知 | ○山梨県障害者スポーツ協会などが実施する県障害者スポーツ大会など、大規模なイベント等の情報を周知し、積極的な参加を支援します。 |
| 障害者の交流会の開催 | ○文化・スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者が楽しめる交流の機会を推進します。より多くの方が活動できるよう、移動手段の確保の研究、内容の検討をします。 |
| 活動の場の整備 | ○障害者が学習やスポーツ・レクリエーション活動を身近な場所で楽しめるよう、公民館や図書館、スポーツ施設などの整備を図ります。 |



4. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 障害者雇用の推進

雇用や就労の促進は障害者が自立した生活を送る上で極めて重要です。障害者総合支援法においても、障害者の「就労支援」は大きな柱として位置付けられています。障害者雇用促進法の改正施行により、平成18年4月から精神障害者（手帳所持者）を雇用率に算定できるようになりました。また平成30年4月には、法定雇用率が2.2%に改正され、さらに令和3年3月には2.3%へ改正されるなど、雇用促進に対する制度は強化されてきました。

山梨県における令和元年度の障害者実雇用率は2.03%（全国2.11%）。障害者雇用促進法に基づく法定雇用率達成企業の割合は56.0%（全国：48.0%）となっています。

障害者の地域での就労について長期雇用に至るケースが少なく、一般就労の定着支援が課題となっています。

長期雇用につながるためにも、就業・生活支援センター等関係機関と連携しながらジョブコーチ¹⁰や就労定着支援の活用等の各種助成制度の情報を広め、就労後も十分な支援体制を構築できることを企業者、市民へ周知を進め、雇用の機会の拡充を進めていく必要があります。

また、継続して障害の特性に応じた就労機会の拡大と、短時間勤務などの柔軟な雇用形態の支援を行い、地域で自立した生活が送れるよう、企業や市民へ障害者雇用の啓発を推進します。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|--------------|--|
| 障害者雇用の周知 | ○障害者就業・生活支援センター、山梨障害者職業センター、雇用促進協会やハローワークなどと連携を図り、広報やパンフレットを活用し、障害者の雇用にかかわる制度・施策の周知を図ります。 |
| 障害者雇用環境の整備促進 | ○障害者等自立支援協議会の就労部会を継続し、関係機関や市内商工会関係者などへ障害者雇用への理解を得られるよう周知を推進し、連携を強化していきます。 ○就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所から、一般就労への移行率の向上を図ります。 ○一般就労への移行後も安定的に仕事へ通うことができるよう、就労定着支援事業の利用を促進していきます。 ○企業誘致を促進し雇用創出を図り、障害者の就労機会の拡大を推進します。 |
| 障害者雇用の推進 | ○職場適応への支援として、雇用前の「職場適応訓練」（訓練をハローワークから事業主〔職親〕に委託）や、試行雇用期間の「トライアル雇用」（奨励金の支給）、人的支援である「職場適応援助者（ジョブコーチ）制度」、正式雇用後の「特定求職者雇用開発助成金」の支給など、各種雇用促進制度の活用を推進し、障害者就業・生活支援センターと連携し |

¹⁰ 障害者の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のこと。

| | |
|---------------|--|
| | <p>て事業者には雇用や就労移行支援の積極的な協力を要請します。</p> <p>○就職しても長期雇用に至るケースが少ないため、峡東圏域サービス事業所連絡会（就労部門）や峡東圏域就労支援ネットワーク会議と連携し、課題の抽出・整理などを行い、就労が定着できる支援を進めていきます。</p> |
| 行政の障害者雇用対策の強化 | <p>○市役所における法定雇用率の遵守に努めるとともに、障害者が働きやすいよう、施設・設備などの環境整備や職員意識の啓発を継続していきます。</p> <p>○定期的に面談を行い、不本意な離職者を生じさせないよう障害者に対し合理的配慮に努めます。障害者の特性や個性に応じた能力を有効に発揮できるよう、環境づくりに努めます。併せて定着状況を把握し、進捗管理を行います。</p> |

（２） 福祉的就労の底上げ

一般就労は困難であるが、就労を希望する障害者がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、工賃の向上のための、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、官民一体となった取組みを推進し、福祉的就労の底上げを図ります。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|---------------|--|
| 福祉的就労の促進 | <p>○福祉的就労の場の設置や拡大を検討している法人などに対して、相談・助言や市所有の施設の貸与など、可能な支援に努めます。</p> <p>○障害者が作った授産製品の販売を行うチャレンジドショップを継続する中で、参加事業所が主体となった運営を模索し、拡充に努めます。</p> |
| 関係機関との連携 | <p>○福祉的就労を行う施設や特別支援学校、ハローワークなどと連携しながら、障害者の受け入れを促進します。</p> <p>○定期的な情報交換の実施及び職場環境の把握に努め、継続的・計画的な雇用ができる体制を構築します。</p> |
| 優先調達推進法の周知、促進 | <p>○優先調達推進法の実績をあげるべく、市役所においては福祉課から関係課へ積極的に働きかけます。障害者就労施設等への物品や役務の受注機会を増やすことで、工賃の向上を図り、施設で就労する障害者の自立を促進します。</p> <p>○毎年度調達実績を市のホームページで公表します。</p> |
| 農福連携による就労促進 | <p>○農業分野での障害者の就労を促進するため、互いの分野が抱える課題やニーズの整理・抽出を行い、マッチングを行う支援体制の構築を検討します。</p> <p>○農家への一般就労や、就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所等における施設外就労先の幅を広げるなど、山梨県農福連携推進センターと連携を行い、推進します。</p> |

(3) 各種手当等による経済的自立の支援

障害者が地域で自立した生活を営むためには、雇用・就業の促進に関する施策とともに、障害基礎年金や特別障害者手当等の制度の運用が重要です。対象者への申請案内や相談に取り組むほか、必要に応じて制度の充実等について国や県へ働きかけていきます。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|---|---|
| 特別児童扶養手当の周知 | ○中程度以上の障害がある 20 歳未満の児童を養育している父母などに支給する特別児童扶養手当制度の周知を図ります。 |
| 障害基礎年金 特別障害者手当 障害児福祉手当 心身障害児福祉手当 児童年金等の周知 | ○心身または精神の障害が一定以上ある人を対象に、年金または手当が支給される制度があることを周知し、障害者の自立を促進します。 ○受給資格を有する障害者に対し、制度の周知を図ります。 |



5. 安全・安心な生活環境の整備

(1) 暮らしやすい住宅の確保

障害者が住み慣れた地域で生活を送るうえで、住まいの確保は最も大切な事です。また、福祉施設から地域への移行を促進する中で、障害の状態や介護の実態を十分に考慮し、住まいの場を確保していく必要があります。

障害者が地域で安心して生活できるよう、グループホーム等、住まいの場の確保のため、地域資源や既存施設の活用等を検討します。今後も進むとみられる高齢化・重度化を踏まえ、在宅生活を支える住宅改修・住宅改造への助成事業の利用促進を図り、安心できる住まいの構築を進めていきます。また、グループホーム等の整備が促進されるよう、社会福祉法人等に対して必要な情報を積極的に提供します。

市営住宅については、改修の際にはバリアフリー化に努め、障害者の住まいの場の整備充実を図ります。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|-----------------|---|
| 市営住宅の整備 | ○市営住宅の改修の際には、ユニバーサルデザインの趣旨を踏まえて改修するよう努めます。 |
| 居室整備費補助金制度の利用促進 | ○住宅の改造の際は、居室整備費助成制度の利用を促進するとともに、相談やアドバイスなどを行います。 |
| 賃貸住宅入居の促進 | ○賃貸契約によるアパート等への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。 |

(2) 公共施設のバリアフリー化の推進

山梨市バリアフリー基本構想に基づき、車いす等での通行に支障がない幅の広い歩道の整備や段差の解消、視覚に障害のある人の誘導用のブロック設置や信号機の設置、多目的トイレ設置など障害者が安全・快適かつ円滑な外出ができる環境の整備に努めます。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|---------------|---|
| 公共施設の整備 | ○施設・道路・公園などの公共施設の整備については、各種法令等に従い、障害者が利用しやすくなるよう整備を推進します。また、公共施設の新設の際は、障害者の意見を取り入れ、ユニバーサルデザインの趣旨に基づいた設計を行います。 |
| 安全で快適な歩道などの整備 | ○新設道路や既存道路の大規模改修では、障害者が安全に歩行できるように、幅の広い歩道の整備に努め、誘導ブロックの設置や段差・勾配などの改善・配慮に努めます。 |

(3) 外出手段の確保

介助が必要な障害者が安心して外出できるように、日常生活に必要な公共交通手段や移動支援等の確保が大きな課題です。公共交通機関の利用が困難な障害者も多いことから、移動を支援するためのサービス内容の充実に向けた検討が必要です。

障害者の状況や外出目的等に応じて、移動を支援するための事業をさらに推進していきます。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|------------------|--|
| 公共交通機関の利用割引制度の周知 | ○公共交通機関などの乗車料金の割引制度について、広報などを活用し周知に努めます。また、新規手帳取得者には交付時に制度の周知を図ります。 |
| 福祉タクシー事業の周知 | ○在宅で生活する重度の身体障害者が利用するタクシー料金の一部を助成します。併せて、障害者の社会参加を促す事業の目的を周知します。 |
| 移動支援事業の促進 | ○屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行うことにより、地域における社会参加を促進します。さらに、移動支援（移送サービス）提供事業所の整備推進を図ります |
| 自動車運転免許取得費助成の周知 | ○身体障害者が自動車運転免許を取得する際、取得費の一部を助成する制度の周知を図ります。 |
| 自動車の改造・購入助成事業の周知 | ○身体障害者が使用する自動車の改造・購入に要する費用の一部を助成する身体障害者自動車改造費助成事業及び、介助用自動車購入等助成事業の周知を図ります。 |
| 身体障害者補助犬法の周知 | ○補助犬を使用する障害者が安心して外出できるように、公共交通機関や多数の人が利用する施設などに、補助犬の同伴が円滑に受け入れられるよう周知を図ります。 |

(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

快適・安全で円滑な住環境、交通環境を確保するため、障害者に配慮したまちづくりを総合的に推進します。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|------------|---|
| 各種審議会等への参画 | ○各種委員会や審議会等の委員に福祉分野からの参画を進めます。また、市政に積極的に参加できるよう、意思疎通支援事業の利用促進を図ります。 |

6. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1) わかりやすい情報提供

さまざまな障害の特性により意思疎通や情報取得が困難な障害者に対して、それぞれの障害の特性を理解し、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段や代読・代筆支援等の情報取得のために必要な配慮を行います。

また、市からのお知らせや行政サービス、イベントなどの情報提供に当たっては、それぞれの障害の特性に応じて有効な情報取得・手段が選択できるよう広報誌、CATV、ホームページやSNS等のさまざまな媒体の利点を生かした情報提供を図ります。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|-------------------|---|
| 制度やサービス内容の周知 | ○各種福祉制度やサービス内容をホームページへ掲載、また障害福祉のしおりを手帳取得者へ配布するなど、サービス内容の周知に努めます。 |
| 広報などの活用 | ○各種研修・講座のお知らせや、障害者の活動・行事、ボランティア活動などの周知を広報誌、CATV、ホームページ、社協だよりなどを活用して行います。 ○障害者へ伝わる媒体を把握し、その活用の強化を図ります。 |
| 声の広報事業 | ○山梨市社会福祉協議会と連携し、視覚障害者に対し声の広報（朗読テープによる広報）により、情報提供を行います。 ○活動の意義をより広範囲に周知して、今後のボランティアの確保・育成に継続的に努めます。障害者が今までのように好きな時に聞くことができる方法として、IT 媒体へのアップロード方式なども検討します。 |
| 障害特性に配慮した情報提供 | ○市が提供する各種情報や個人宛の配布物については、点字やわかりやすい言葉づかい、図や絵の活用など、障害特性に合わせ、障害者にも理解しやすいものとなるように配慮します。 |
| インターネット情報へのアクセス向上 | ○ホームページの運用に当たっては、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づいた運用を引き続き行い、画面の表示、サイズや色を簡単に操作できるツールの活用、音声読み上げソフトへの対応など、誰もがより快適にホームページの閲覧が行えるよう努めます。 |

(2) 意思疎通支援の充実

視覚障害や聴覚障害のある人等は、その障害のため、情報の収集や地域とのコミュニケーションの確保に大きなハンディキャップがあり、情報不足からくる精神的不安や地域からの疎外感を感じている人が少なくありません。

障害者が地域社会の中であたり前に暮らし、社会参加していくためには、障害の状況に応じた情報の提供や、コミュニケーションの確立のための支援が必要です。行政情報等について、一人でも多くの障害者へ正確に伝えることができるよう、意思疎通支援の充実を図ることで、自立と社会参加の促進につなげます。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|---------------------------|--|
| コミュニケーション支援事業 | ○聴覚障害または音声もしくは言語機能障害者に対し、健聴者との意思の疎通を円滑に行うため、手話通訳者の派遣を行います。 |
| 発達障害者への入院時におけるコミュニケーション支援 | ○発達障害がありコミュニケーションがとりづらい人に対し、入院時に医師や看護師との意思の疎通を円滑に行えるよう支援します。 |
| 市役所における窓口対応方法の検討 | ○市職員に対して障害者に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望を把握しながら手話や筆談、機器による対応等、障害特性に配慮した対応に努めます。 |



7. 防災、防犯等の推進

(1) 防災対策の推進

これまでに起こった大規模な地震や風水害、感染症等の健康危機などにおける経験と教訓を踏まえ、災害時等においては、障害者に対し、必要な情報や適切な支援が提供できるよう、SNS などのさまざまな媒体を活用した迅速な情報提供や避難所の整備などを進めます。

また、地域における防災対策の推進を図るため、山梨市防災支援登録申請（避難行動要支援者台帳）の、さらなる周知を図り、障害の種類や特徴を考慮した避難所における福祉避難スペース、及び福祉避難所の拡充や運営に関し、各関係機関との連携・体制整備、障害者が参加できる訓練を実施します。

障害者は、障害のために災害に対する備えが十分にできない状況が考えられますので、障害者や関係機関に対し、災害に向けた準備や避難行動について日頃から啓発を行うことが重要です。

防災訓練などを通じて障害者が日頃から困っていることや一人ひとりに必要な支援について地域に理解していただくなど、自助・地域（近隣）の共助の取組みを支援し、自主防災組織の育成等を進めるとともに、声かけや安否確認、情報提供の方法を配慮する等、災害時支援の仕組みづくりを検討していきます。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|------------------|--|
| 避難行動要支援者台帳の整備・周知 | ○避難行動要支援者台帳の普及啓発を行います。 |
| 防災体制の確立 | ○行政関係機関・自主防災組織・ボランティアなどを中心とした災害時の助け合いの仕組みづくりを推進し、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の確立を図ります。 ○指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進します。 |
| 防災教育・防災訓練の推進 | ○防災知識の向上と災害時の的確な対応を図るため、障害者団体や施設などと協力し、災害時要援護者対策を踏まえた防災教育の推進や防災訓練を行います。 ○障害者が地域の防災訓練に参加できるよう周知します。 |
| 福祉避難所開設の拡充 | ○山梨市の「福祉避難所運営に関するガイドライン」に基づき福祉避難所の指定拡充に努めます（R2.12 現在：8 法人）。 ○福祉避難所の運営方法についての研修会等を開催し、職員のスキルアップを図ります。また、災害時に協定を結んだ施設との円滑な連携や情報の共有方法等を検討し、機能を強化します。 |
| 聴覚障害者への情報提供 | ○在宅で生活する聴覚障害者に、CATV における災害情報データ放送やファクシミリまたは「やまなしくらしねっと」を活用したメール配信で防災情報を提供することにより、災害及び防災情報の伝達を行います。 ○消防署の緊急時通報システムの周知を図り登録を促します。 |

(2) 消費者トラブルの防止・防犯対策の推進

防犯については、地域での理解や協力を得ながら防犯活動の充実を促すとともに、未然に防ぐことができるよう防犯知識の周知や情報提供を行っていきます。また、被害の早期発見や事後の苦情・相談体制について関係機関との連携により強化を図ります。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|----------------------|---|
| 防犯体制の強化 | ○地域における防犯活動を推進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。 |
| 消費者トラブルの防止、悪質商法の被害防止 | ○消費生活協力員と連携を図り、訪問販売知識の周知や悪質商法などの消費者被害防止に向けた情報提供に努めます。 |

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 啓発活動の充実

平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行や平成 25 年 6 月の障害者差別解消法の制定を受け、障害者の尊厳や自立、社会参加を尊重するとともに、障害者への虐待の禁止や直接差別の禁止、合理的配慮の不提供の禁止等が法定化されました。しかし、障害者や障害の特性について、市民の理解が十分とは言えない状況です。障害の有無に関わらず互いに尊重し支え合う共生社会を実現するためには、社会を構成するすべての人々が、障害者及び障害の特性に関する理解を深める必要があります。

障害者への虐待を未然に防止し、障害者が日常生活または社会生活を営むうえで障壁となるような事物、制度、慣行、観念といった物理的及び意識上の障壁を解消するため、多様な啓発広報活動や研修を行います。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|---------------|---|
| 啓発活動の推進 | ○地域住民が障害についての理解を深め、地域で障害者を支えることができるよう、広報や職員研修を通じて市民の意識啓発を推進します。 |
| 障害者団体などとの意見交換 | ○障害者等自立支援協議会や、相談窓口、障害者団体との意見交換などを通じて、障害者を含む多くの市民の意向の把握に努め、障害者福祉施策への反映を図ります。 |

(2) 福祉教育の充実

障害者に対する全ての人の正しい理解と認識を育むとともに、お互いの立場や心情を思いやり、相互に協力し合う精神や態度を培うため、本市では、小中学校において、特別活動の時間や「総合的な学習の時間」を活用しながら、福祉施設での体験学習や体験ボランティア等、体験型の福祉教育を実践しています。こうした福祉教育に加え、家庭、職場、地域社会など地域の福祉力の向上を図るため生涯学習のあらゆる機会・場面で福祉教育の推進を図ります。

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|----------------------|---|
| 関係機関との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○全ての人が障害者に対する正しい認識が持てるよう、家庭、学校、職場、地域社会などにおいて福祉教育を推進するため、保健・医療・福祉・教育などの行政機関や山梨市社会福祉協議会との情報交換を密にし、連携を強化します。 ○福祉サービスの利用について周知に努めるとともに、相談業務を通じて理解を促進します。 |
| 福祉教育の普及、児童生徒の体験学習の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒に対して、障害者への正しい認識を育み、互いの立場や心情を思いやり相互に協力し合う精神や態度を培うため、地域内の福祉施設との交流や福祉講話、車いす体験などを実施し、一層の福祉教育の充実に努めます。 |

(3) 権利擁護の推進

障害者への虐待、権利侵害の防止や問題の早期発見・対応ができるよう、山梨市社会福祉協議会や民生委員児童委員など関係機関との連携を強化します。日常生活自立支援事業の実施体制の充実や成年後見制度の利用促進を図ります。

① 差別の解消

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|---------------------|---|
| 差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者に対する不当な差別的取り扱いが行われないよう、配慮します。例えば、視覚障害者には読み上げ、聴覚障害者には筆談や手話等でコミュニケーションを円滑に行えるよう対応する等、合理的配慮の具体例をあげながら、事業者や市民への周知に努めます。 ○山梨市社会福祉協議会が実施している小中高校生向けのボランティア体験や福祉教育の中において、障害当事者との交流等を積極的に進め、障害者に対する理解を深めるようにします。 ○職員の障害者に対する対応についての研修を実施し、理解を深めるよう努めます。 |

② 権利擁護の推進

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|----------------|---|
| 成年後見制度の利用支援・促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○知的障害や精神障害等により、判断能力が十分でない人の権利、財産を守るため、成年後見制度の利用支援・促進に取り組めます。また、障害のある子が、親亡き後にも、継続的・安定的な支援が図られるよう、成年後見制度の活用に取り組めます。 ○広報、出前講座を積極的に実施し、分かりやすい制度の説明と周知を図っていきます。併せて、より分かりやすい資料の作成や、伝え方の検討を行います。 ○今後、成年後見支援センターが中核機関となり、協議会の設立を予定しています。この中で、困難事例の検討や状況にふさわしい後見人の選任、後見人のサポート等を行う予定です。 |
| 日常生活自立支援事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○判断能力が十分でないものの、サービスを利用する意思があり、契約の内容がある程度理解できる状態の人の支援を行うため、日常生活自立支援事業の支援体制の充実を図ります。 ○成年後見センターと連携し、本人の判断能力の程度の変化等に応じ、成年後見制度へ円滑に移行できるよう取り組めます。 ○生活支援員の人材を確保するため、状態の安定した利用者の支援を担ってもらう市民生活支援員の養成を検討します。 |
| 市民後見人の養成 | <ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度において、後見人のなり手不足が懸念されていますが、それらの解消と、地域での生活を身近な市民が支える仕組みづくりの構築のために、親族や専門職以外の同じ地域に住む住民が市民後見人として活動できるよう、養成に取り組めます。 ○市民後見人養成講座修了者に対する現場実習・フォローアップを実施する体制を構築します。また、現場実習を効果的に実施するため、山梨市社会福祉協議会と改善に向けた協議や他の実習方法について検討します。 |

③ 選挙等における配慮等

| 施策・事業 | 取組み内容 |
|-------------------------|--|
| 障害者に配慮した投票環境の向上や投票機会の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○投票所にスロープや車いす及び障害者用記載台等を設置し、投票しやすい環境づくりを図ります。チラシやホームページを活用して、指定病院等における不在者投票や郵便等による不在者投票の制度の周知を図り、投票機会の確保に努めます。 ○選挙年齢の引き下げへの対応については、周知用教材の活用や県の出前講座の利用、模擬投票の実施など選挙への関心が高まるよう支援します。 |

第8章 計画の推進

1. 計画の推進に向けての連携強化

本計画を効果的・効率的に推進していくためには、その推進基盤を確立することが必要であるため、次の事項に取り組んでいきます。

(1) 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や市民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

(2) 国・県、近隣自治体との連携

本計画の内容は、山梨市単独で対応できないものも含まれています。国・県の事業や施設を利用することが必要なもの、また、近隣の自治体と協力することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

(3) 市民・民間団体、事業者との連携

本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体及び事業者の協力を得ることが不可欠であり、市は、啓発活動の展開や各種制度等を活用することにより、市民・民間団体、事業者の取組みを積極的に支援していきます。

(4) 専門的人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・多様化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する職員の増強、専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の養成を進めます。

(5) 財源の確保

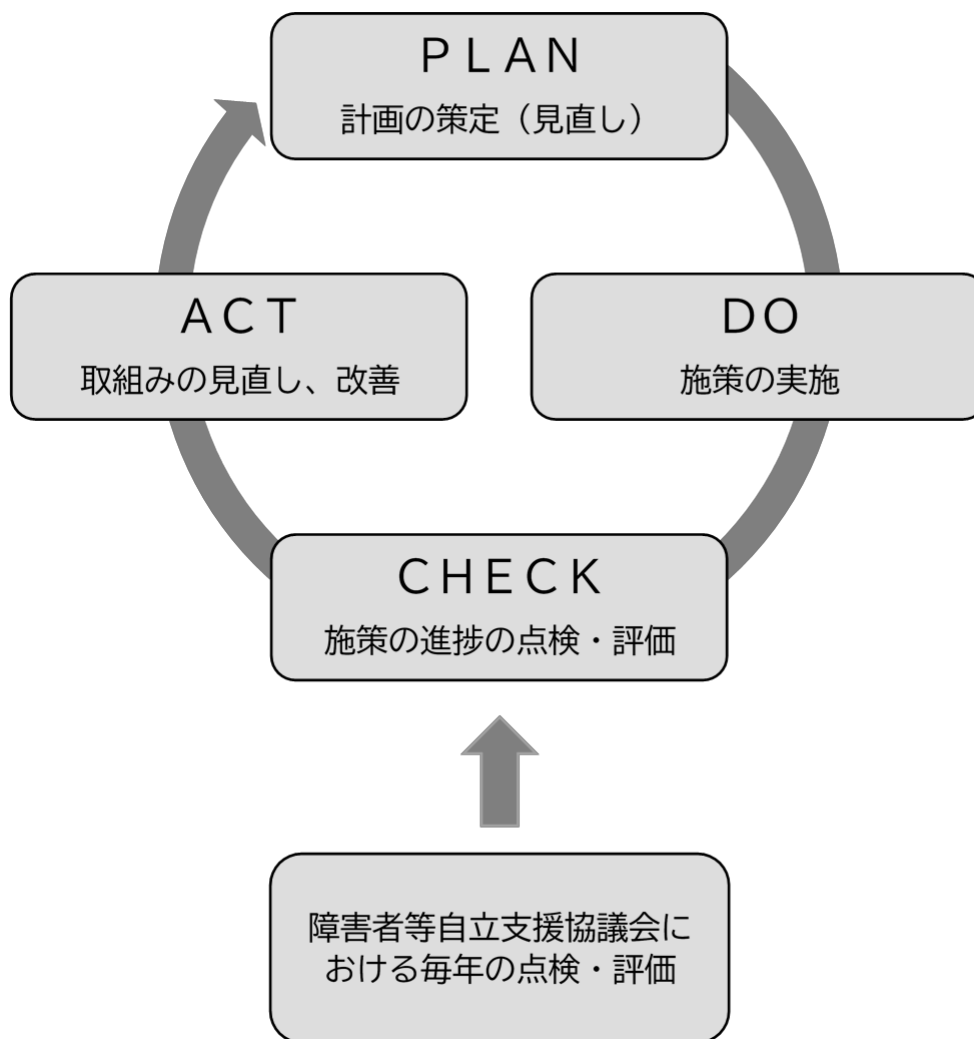
本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、県に対し各種の補助制度の拡充など財政的支援について要望します。

2. PDCAサイクルによる点検及び評価

本計画を的確に推進していくために、毎年、計画の進捗状況や達成状況を点検・評価し、それを次年度の施策・事業の実施に反映していく「PDCAサイクル¹¹」による計画の進行管理を進めます。

こうした計画の進行管理は行政内部で点検・評価した施策事業を「山梨市障害者等自立支援協議会」の協力により、進捗をチェックするシステムをより効果的に運用します。

■PDCAサイクルのイメージ



¹¹ 計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACT）の四段階の活動のこと。

1. 支援費制度から障害者総合支援法の流れ

(1) 社会福祉基礎構造改革と支援費制度

平成 11 年 6 月に当時の厚生省より「社会福祉基礎構造改革について」として社会福祉事業法等改正法案大綱骨子が示されました。

この改革は、昭和 26 年社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するため、見直しを行うものでした。

この改革の理念は、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて、本改革を推進する」としています。また、以下のような具体的な方向性が掲げられました。

- ・個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立
- ・質の高い福祉サービスの拡充
- ・地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実

これを受け、障害者の自己決定を尊重し、事業者との対等な関係・契約によりサービスを利用する仕組みとして、平成 15 年「支援費制度」が導入されました。

ノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、障害者保健福祉施策は飛躍的に充実しましたが、身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されているため、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと、地方自治体間におけるサービスの提供体制の格差が大きいこと、支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難なこと等、制度上の問題点が指摘されていました。

(2) 障害者自立支援法

支援費制度の問題点や課題を解決するとともに、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の理念にのっとり、これまでの障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療費について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設するため、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されました。

同法の主な柱は、障害の種別に関わらずサービスが利用できるよう障害福祉サービスを一元化し、施設・事業を再編、市町村が一元的にサービスを提供する、利用者応益負担と国の財政責任の明確化、就労支援の抜本的強化、支給決定の仕組みの透明化・明確化等があげられます。また、障害者の自立を支えるために、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）の策定が定められました。

(3) 障害者自立支援法をめぐる動向

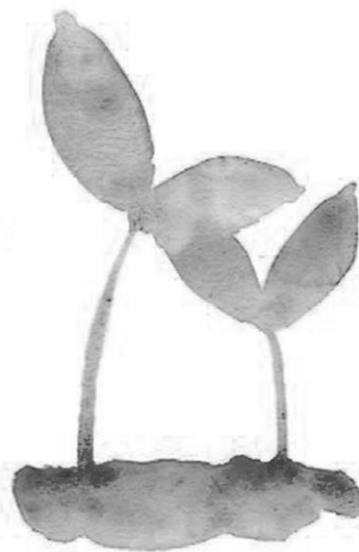
障害者自立支援法の施行後、サービス利用料 1 割負担の導入による利用者の負担増大、事業報酬の減収、新事業体系への転換の遅れ、地域生活支援事業の実施への不安等が課題としてあげられました。

このため国では、平成 18 年度から平成 20 年度の 3 年間の特別対策として、利用者負担のさらなる軽減、事業者に対する激変緩和措置、新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置を実施しました。また、平成 19 年 12 月には、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置として、利用者負担の見直し、事業者の経営基盤の強化、グループホーム等の整備促進を実施しました。さらに、平成 22 年 4 月には、低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担について無料化しています。

(4) 障害者総合支援法

障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者を権利の主体と位置付けた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病等を対象とするなどの改正を行い、平成 25 年 4 月「障害者総合支援法」が「障害者自立支援法」に代わるものとして施行されました。

法律名は「障害者総合支援法」に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。また、この法律は、障害者の重度化、高齢化、医療的ケアを要する障害児、精神障害者などの増加に伴い、個々のニーズに応じた福祉サービスの提供体制を整備することを目的として、平成 30 年 4 月に改正施行されました。



2. 平成30年4月改正障害者総合支援法の概要

今回の改正障害者総合支援法は、障害者の重度化・高齢化、医療的ケアを要する障害児（医療的ケア児）や精神障害者の増加などに伴い、障害福祉サービスなどの利用者が多様化している中で、個々のニーズに応じたサービスの提供体制を整備することを目的としています。

内容的には、大きく3つのポイントがあり、これに基づいて、各施策・制度の見直しが行われました。

- 障害者の望む地域生活の支援
- 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

（1）障害者が望む地域生活の支援

- ・就労定着に向けた支援を行う新たなサービス「就労定着支援」の創設
- ・地域生活を支援する新たなサービス「自立生活援助」の創設
- ・重度訪問介護の訪問先の拡大
- ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 等

（2）障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ・居宅訪問により「児童発達支援」を提供するサービスの創設
- ・保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築 等

（3）サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ・補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ・障害福祉サービス等の情報公表制度の創設 等



3. 策定体制

(1) 山梨市障害福祉計画及び障害者計画策定懇話会設置要綱

平成18年9月1日
告示第133号

(設置)

第1条 山梨市障害福祉計画及び障害者計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、障害者の自立と社会参加を促進する上で、広く福祉関係者等の意見を求めるため、山梨市障害福祉計画及び障害者計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(運営方式)

第2条 懇話会は、計画に対し意見又は要望を行うための懇話会として運営する。

(構成)

第3条 懇話会は、委員25人以内で組織し、市長が委嘱又は任命する。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の議事及び運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この告示は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第45号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月1日告示第70号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

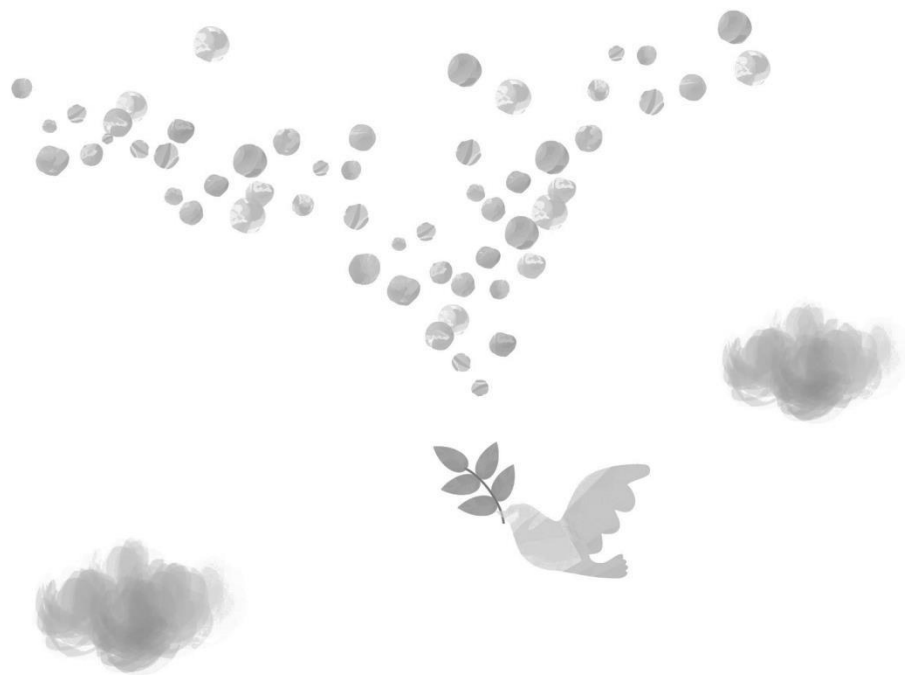


(2) 山梨市障害者計画策定懇話会委員名簿

| | 団体名 | 役職名 | 氏名 |
|----|---------------------------------|------------|--------|
| 1 | 山梨県立大学 | 教授 | 大塚 ゆかり |
| 2 | 山梨市民生委員児童委員協議会 | 会 長 | 荻原 眞紀子 |
| 3 | 山梨市医師会 | 会 長 | 中澤 良英 |
| 4 | 山梨市障害者福祉会 | 会 長 | 村松 岩男 |
| 5 | 山梨市聴覚障害者協会 | 副会長 | 高石 良郎 |
| 6 | 山梨市視覚障害者協会 | 会 長 | 埜村 和美 |
| 7 | 山梨市障害児者地域支援連絡会 | 会 長 | 佐野 克巳 |
| 8 | 山梨市しゃくなげ会 | 会 長 | 坂本 祥子 |
| 9 | | | 滝澤 勇太 |
| 10 | 峡東保健所地域保健課 | 副主査 | 大内 誌 |
| 11 | 社会福祉法人 三富福祉会 | 理事長 | 山西 孝 |
| 12 | 社会福祉法人 三富福祉会 ハロハロ相談支援部「からりと」 | 所 長 | 服部 敏寛 |
| 13 | 社会福祉法人 三富福祉会 ハロハロ相談支援部「からりと」 | 峡東圏域マネージャー | 吉村 純 |
| 14 | 社会福祉法人 忠恕会 | 施設長 | 戸澤 義春 |
| 15 | 社会福祉法人そだち会 障害者支援施設 そだち園 | 施設長 | 大西 俊宏 |
| 16 | 社会福祉法人 いずみ会 児童発達支援センター ひまわり | 園 長 | 飯室 智恵子 |
| 17 | 山梨厚生会 就労支援事業所 ひらしな | 管理者 | 藤原 忠 |
| 18 | 山梨厚生病院 | 総合相談センター長 | 水上 みや子 |
| 19 | 日下部記念病院 | 医療福祉相談課長 | 中村 ひとみ |
| 20 | 山梨市社会福祉協議会 | 局長 | 古屋 貴章 |
| 21 | 山梨市社会福祉協議会 | 主査 | 青木 励 |
| 22 | 障害者相談センターちどり | 管理者 | 武藤 剛 |
| 23 | 障がい者就業・生活支援センター コピット | 主任 | 佐藤 雅俊 |
| 24 | 峡東圏域ピアサポーター | | 三枝 光一 |

(3) 山梨市障害者計画策定プロジェクトチーム委員名簿

| | 団体名 | 役職名 | 氏名 |
|----|----------------------------|---------------|--------|
| 1 | サポートセンターハロハロ 相談支援部 からりと | 所長 相談支援部会長 | 服部 敏寛 |
| 2 | 児童発達支援センター ひまわり | 園長 児童部会長 | 飯室 智恵子 |
| 3 | 山梨クリナース | 施設長 就労部会長 | 戸澤 義春 |
| 5 | 障害者相談センターちどり | 管理者 地域移行支援部会長 | 武藤 剛 |
| 4 | サポートセンターハロハロ 相談支援部 からりと | 峡東圏域マネージャー | 吉村 純 |
| 8 | 山梨市福祉課障害福祉担当 | 課長補佐 | 古屋 はるみ |
| 10 | 〃 | 主任 社会福祉士 | 奥井 裕子 |
| 11 | 〃 | 主任 精神保健福祉士 | 桑原 知絵 |



(4) 山梨市障害福祉計画及び障害者計画策定庁内検討会議設置要綱

平成18年9月1日
告示第134号

(目的)

第1条 山梨市障害福祉計画及び障害者計画の策定等に当たり、関係各課等の連携を密にし、その円滑かつ効率的な検討を行うため、山梨市障害福祉計画及び障害者計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討会議は、委員若干名で組織する。

2 検討会議の議長（以下「議長」という。）は、副市長とし、検討会議の副議長（以下「副議長」という。）は、福祉課長とする。

3 検討会議の委員は、関係各課の長とする。

(議長及び副議長の職務)

第3条 議長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 検討会議は、山梨市障害福祉計画及び障害者計画の策定等に関し、次の事項を所掌する。

(1) 障害福祉計画及び障害者計画の基本方針及び基本構想に関すること。

(2) 障害福祉計画素案の作成

(3) 障害者計画素案の作成

(4) その他必要とする事項

(会議)

第5条 検討会議は議長が招集し、主宰する。

2 検討会議に作業部会を置く。

(作業部会)

第6条 作業部会は別に定める職員（以下この条において「検討員」という。）をもって構成する。

2 検討員は、関係各課のリーダー等のうちから定める。

3 検討員は、議長の命をうけて、分担事項の計画策定事務に従事する。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日告示第166号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月1日告示第69号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

(5) 山梨市障害者計画策定庁内検討会委員名簿

| 役職名 | 職名 | 氏名 |
|-----|----------|--------|
| 議長 | 副市長 | 古屋 博敏 |
| 副議長 | 福祉課長 | 武井 学 |
| 委員 | 政策秘書課長 | 中山 浩貴 |
| | 財政課長 | 古屋 健司 |
| | 防災危機管理課長 | 宮澤 健一 |
| | 子育て支援課長 | 長沼 裕子 |
| | 健康増進課長 | 矢崎 貴恵 |
| | 介護保険課長 | 芳賀 光久 |
| | 商工労政課長 | 大沢 和洋 |
| | 建設課長 | 鶴田 圭司 |
| | 都市計画課長 | 日野原 大城 |
| | 学校教育課長 | 竹川 一郎 |
| | 生涯学習課長 | 加々美 修 |

(6) 山梨市障害者計画策定庁内検討会議作業部会検討員名簿

| 役職名 | 担当名 | 氏名 |
|---------|----------|--------|
| 政策秘書課 | 政策調整担当 | 堀内 聖斗 |
| 財政課 | 経営管理担当 | 村田 詩織 |
| 防災危機管理課 | 消防防災担当 | 芦沢 義仁 |
| 子育て支援課 | 子育て支援担当 | 丸山 俊文 |
| 健康増進課 | 健康支援担当 | 福島 しのぶ |
| 介護保険課 | 地域包括支援担当 | 柳原 めぐみ |
| 商工労政課 | 商工労政担当 | 原田 亙 |
| 建設課 | 市営住宅担当 | 内田 宏國 |
| 都市計画課 | 都市計画担当 | 飯島 幹根 |
| 学校教育課 | 学校教育担当 | 宮本 貴光 |
| 生涯学習課 | 生涯学習担当 | 根津 道仁 |
| 社会福祉協議会 | 総務係 | 飯塚 雄志 |
| 福祉課 | 社会福祉担当 | 荻原 真理 |
| | 生活保護担当 | 望月 誠 |
| | 障害福祉担当 | 古屋 はるみ |
| | | 高原 あゆみ |
| | | 窪川 明彦 |
| | | 奥井 裕子 |
| | | 芳賀 舞 |
| | | 桑原 知絵 |
| | | 雨宮 光 |

第3期山梨市障害者計画

発行日 令和3年3月

発行 山梨市

〒405-8501 山梨市小原西843

TEL 0553-22-1111

FAX 0553-23-2800

URL <http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>